きは徴收權消滅して最早や徴收することは出來ぬ。次節に述ぶる費用の償還に關し社會局の說明に依れば『一度救護を受けたる者に對して、無期限に其の費用の償還を命ずることが出來るとするときは、其の者に對して苛酷なるのみならず云々』とある、之は次の費用の償還の五年の期間を設けたることの說明にして費用の徴收に關するものではないが、救護法に於て第二十七條に五年の期間を設けざれば無期限に償還せしめ得る如く解するものと想像せらるる。故に五年の期間の規定なき費用の徴收に付ては猶更ら無期限に徴收し得るものと解するが如くに思はる。然れども徴收の費用に付き前示會計法第三十二條の規定を準用すべきものとすれば、五年間徴收權を行はざれば時效に因りて其の權利は消滅すべきが故に、無期限に徴收することの出來ぬのは勿論である。

費用の徴收權を五年間行はざれば時效に因りて其の權利消滅すべきものとすれば、其の五年の時效期間は何時より起算すべきか。民法第四百十二條第三項には『債務の履行に付き期限を定めざりしときは債務者は履行の請求を受けたる時より遲滯の責に任ず』とあり、而して救護法第二十六條の費用の徴收に付ては履行の期限を定めざるを以て被救護者が履行の請求を受けたる時より初めて遲滯の責に任すべく、其の履行の請求とは徴收の命令に外ならざるを以て、被救護者は徴收命令を受けて初めて遲滯の責に任すべく、從て徴收命令を受けたる時より時效の期間を起算すべきものとすべきが如くである。

然れども消滅時效に付ては債務者を遲滯に付することを要すべきものでない。大審院の判例に於ても亦た之を認め『債權の消滅時效は債權者が債務の履行を請求することを得る時より進行するものにして、債務者を遲滯に付することは其要件に非ず……債權者は債權成立の時より何時にても履行の請求を爲すことを得べく、即民法第百六十六條第一項に所謂權利の行使を爲し得べきものなればなり』（大正三年三月十二日判決）とした。故に徴收命令を發して被救護者を遲滯に付することを要せず、民法第百六十六條第一項に依り市町村又は道府縣が權利を行使することを得る時より時效は玆に進行を始める、即ち徴收すべき費用の時效は市町村又は道府縣が權利を行使することを得る時を以て其の起算點とすべきものである。

然れば徴收すべき費用に付ては市町村又は道府縣は何時より其の權利を行使することを得べきか、救護法第二十六條は特に反對の規定を爲さゞるに因り、被救護者が資力あるときは何時にても徴收を爲すことを得べきものにして、市町村又は道府縣は資力ありと認めたるときは其時より徴收の權利を行使することを得るを以て、權利を行使することを得る時とは即ち被救護者に資力ありと認定したる時と爲さねばならぬ。從て資力認定の時を以て時效の起算點とし、其の時より五年內に徴收命令を發せざるときは時效は玆に完成して徴收權消滅し、最早や徴收を爲すことを得ざるものと決しなければならぬ。決して未來永劫無期限に徴收し得べきものではない。

然れども右の時效は、民法上の時效と同じく之を中斷することが出來る。會計法第三十三條に於て金錢の給付を目的とする政府の權利にして特別の規定なきときは時效の中斷停止等は民法の規定を準用すべきものとせるが故に納入告知書等に因り時效を中斷するときは、其の時より五年間は仍は徴收を爲すことが出來る。仍は費用の償還の時效に付ては次節の說明を參看することを要する。

第二節　救護費用の償還

一　救護費用を償還せしめ得る場合

救護を受くる者が資力あるに拘らず救護を受くるが如きは道義心を缺き他の同胞に義務なき負擔を爲さしめたるものなるが故に其の費用の徴收を爲すことを得べきは前節に述べたる所の如きも、救護を受けたる者が其の救護を受けたる當時は實際資力なく、被救護者たるの資格條件を具備したるも救護の廢止後に其の資力を回復し資力を有するに至れることは豫想し得る所である。此の場合に於ては曾て受けたる救護の費用を償還すべきことは同胞愛護の恩義に酬ゆるものにして人道上當然の事理に屬し、道義心を維持する爲めにも適當の方法なりと謂はざるを得ない、是に於て救護法は救護費用の徴收に次ぎ第二十七條に於て費用償還の規定を設け『救護を受けたる者救護に要したる費用の辨償を爲すの資力あるに至りたるときは救護の費用を負擔したる市町村又は道府縣は救護を廢止したる日より五年以内に其の費用の全部又は一部の償還を命ずることを得』と規定した。

救護法の費用の償還を命ずることを得るは右の如く救護を受けたる者が其の資力を回復し救護に要したる費用の辨償を爲し得るに至れるに因りて之を償還せしむるものなるが故に、救護を受けたる者が其の費用の辨償を爲し得るに至りたることを要件とする。故に多少資力を回復して救護を受くることを要せざるに至りたるのみの程度に過ぎざるときは未だ以て償還を命ずることは出來ない。救護を要せざるに至り其の上仍は且つ幾分の餘裕ある場合でなければならぬ。法文に『費用の辨償を爲すの資力あるに至りたるときは』と謂へるは此の意を表はすに充分である。

『費用の辨償を爲す資力あるに至りたるとき』と謂へるは、右の如く救護を受くることを要せざるに至りたる上に辨償を爲す幾分の餘裕ある場合を謂ふが故に、辨償を爲し得ることの現實的にして且つ財産的資力あるに至れるを謂ひ『蓋し收入あるならん』『斯くすれば儲かる』『充分働くことが出來る』と謂へるが如き、夢幻的、空想的、豫想的、計畫的にして現實ならざるもの、若くは體的の勞働力、腦的の善能性ありとしても未だ一錢の財産的資力なきものゝ如きは包含しないのは勿論である。然るに社會局の説明に依れば『玆に資力あるに至りたるときと謂ふのは、單に財産を取得したるときのみに限らず、其の勞働に依りて相當の收入を得るの能力ある場合をも包含すること勿論であつて』とある。然れども單に『收入を得るの能力』即ち體的及び腦的の性能のみにして未だ現實に一錢の財産資力さへなき者を捉へて『費用の辨償を爲すの資力あるに至れり』といふは少しく無理なりと信ずる。今や失業救濟は社會的の大問題にして、體力、性能共に完き知識階級の者の如き『收入を得るの能力』充分なる者と雖も失業に因ては食ふに途なく、救を求むるに狂奔し、社會も亦た之を濟ふに汲々として居る、救護法は救護としては之を救ばざるも、一錢の財的資力なき者に對して費用の償還を强ゆるものに非ずと考へらるゝ。

救護を要せざる資力ある者(1)資力あるに拘らず救護を受けたるときは前節に述べたる如く救護法第二十六條に依り其の費用の徴收を爲し得べきも(2)救護中無資力と爲り引續き救護を受け(3)後ち亦た資力を回復し費用の辨償を爲し得るに至りたるときは、其の資力回復後に於ては1に付ては費用を徴收し、2に付ては費用の償還を命ずることを得て、結局此の場合には徴收と償還との二種の併發と爲る。

費用の償還を命ずることを得るは其の費用を負擔したりし市町村又は道府縣の權利なるも法律は必しも之が償

還を命ずべきことを強ひず、之を命ずると否とは市町村又は道府縣の任意なることは費用徴收の場合と同一である。又た其の償還せしむべき限度も全部たり得べく、又た一部たり得る。而して辨償を爲し得る資力あるに至りたるや否やも市町村又は道府縣の認定に依る。

二　費用の償還を命じ得べき者

費用の償還を命ずることを得る者は救護に要する費用を負擔したる市町村又は道府縣なることは前節に述べた る費用徴收の場合と同じ。故に前節に說明したる所を參看することを要する。

三　費用の償還を命ぜらるべき者

費用の償還を命ぜらるべき者は救護を受けたる者にして辨償を爲すの資力あるに至れる者である。辨償を爲すの資力あるに至れる者たるを要するが故に資力を回復し救護だけは要せざるに至れるに止まり、未だ辨償を爲すの資力あるに至らざるときは、救護は廢止すべきも未だ費用の償還を爲すべきことを命ずることは出來ない。辨償を爲すの資力あるに至つて初めて償還を命ずべきものである。

法文には『救護を受けたる者救護に要したる費用の辨償を爲すの資力あるに至りたるときは』とあつて『救護を受けたる者』とあるも(1)救護を受けたる者が救護中(2)資力を回復したるに拘らず其體救護を受け(3)後ち更に費用の辨償をも爲し得る程度の資力を有するに至りたるときは、現に救護を受けつゝありとするも2以後の費用即ち資力を回復したるに拘らず救護を受けたる費用は前節に述べたる如く救護法第二十六條に依り其の費用を徴收すべく、1の費用即ち資力を回復するに至らざりし間の費用は、本節即ち救護法第二十七條に依り其の償還を命ずることが出來る。

四　償還を命じ得る費用及び其限度

償還を命じ得べき費用は救護に要したる費用に限ることは前節に述べたる徴收し得べき費用と同一である。故に前節の說明を參看することを要する。償還を命ずることを得べき費用の程度に付ても亦た同一である。

償還を命じ得べき費用は、徴收することを得べき費用と同一に救護に要したる費用であるが、徴收し得べき費用は被救護者が資力ありて本來救護を受くべからざるに拘らず救護を受けたる費用にして、懲罰的にも當然徴收せらるべき費用であつて、從て詐僞の行爲の伴ふべき場合あり、救護法第三十二條に依り三月以下の懲役又は百圓以下の罰金の刑に處せらるゝことがある。之に反して償還を命じ得る費用は、本來被救護者として救護を受くべき資格條件に缺くる所なく救護を受けたる費用にして、唯だ被救護者が費用を辨償し得る資力を有するに至りたる爲め、謝恩的に償還すべきものなるが故に刑罰の之に伴ふことはない。要するに其の根本の觀念に於て同じからざるものがある。

五　費用償還の手續

救護に要したる費用を償還せしむるの手續は費用を徴收する手續と同一である。故に前節に述べたる所を參照することを要する。

六　費用償還の期間

救護の費用償還の手續は前項に述べたる如くであるが、救護法は費用の償還に付き一種の徴收期間を定めた。

即ち前示同法第二十七條に於て『救護を廢止したる日より五年以内に……償還を命ずることを得』とした。故に此の五年を經過するときは絶對に償還を命ずることは出來ない。蓋し費用の償還を命ぜらるべき者は、救護を受くべき資格條件に缺くる所なく、救護法が認めて以て救護すべきものとしたるに因りて救護せられたるものにして唯だ費用の辨償を爲し得べき資力あるに至りたるが爲め償還を爲すものなるが故に、償還は本來道義的、謝恩的觀念に基く、從て之を救護を受くべからざるに之を受けたるに因りて費用を徴收せらるゝ者の如く時效に罹るまでは償還を命じ得べきものとするは酷に失するのみならず、債務關係を長く不安の狀態に置くは適當ならざるに依る。

右の五年の期間は『救護を廢止したる日より』起算して五年である。然れども償還を命ずるには被救護者が費用の辨償を爲すの資力あるに至りて初めて爲すことを得るものなるを以て、償還命令を發するには費用の辨償を爲し得るに至りたる事實がなければならぬ。然るに此の事實を認定したる時には早く既に救護廢止の時より數年を經過することなしとしない。例之ば扶養義務者が出現し扶養を爲す爲め第一年に救護を廢止し、後四年を經て第五年の初に辨償資力あることを發見したるときは償還命令を發し得る期間は第五年たる一年しかない。若し救護廢止の日より五年後に辨償資力あることを發見したるときは、早く既に五年を經過して最早や償還命令を發することは出來ない。

然れば右の五年の期間内に償還命令を發したる以上は實際の納入は五年後たるを以ても妨げなきか。此點に付ては私の編輯局には二個の異なる議論を生じた。即ち第一說は救護法第二十七條に『五年以内に……償還を命ずることを得』とあるを以て、苟も五年以内に命令を發し置けば實際の取立は五年後たるも妨げなく、從て五年後に於て月賦又は年賦を以て納入せしむることを得べく、而して是れ被救護者に寬なる所以であると謂ふに在つて、第二說は五年の期間を設けたるは被救護者に利益の爲めである。若し五年内に命令を發したる以上何年後に於ても之を取立て得るとせば、債務關係は永く安定を缺くのみならず、時效の場合に五年を經過すれば權利は消滅するに拘らず一度び命令を發したるが爲めに却て被救護者に不利を來すべく、且つ五年内に實際の納入を完結せざるものは、最早や之を納入せしむるを得ずとするに非ざれば五年の期間を特設したる趣旨を貫徹することを得ない不徹底のものと爲ると謂ふのである。第二說を採る。

七　償還費用の時效

償還せしむべき費用も亦た前節に述べたる徴收すべき費用と同じく市町村又は道府縣の收入に屬すべきものなるを以て、其の時效に付ても亦た本來前節の徴收すべき費用と同一にして、償還の權利を行使し得る時より五年間其の權利を行はざれば其の權利消滅して最早や償還せしむることを得ざるものなれども（前節六『徴收費用の時效』の說明參看）償還せしむべき費用に付ては救護法は前項に述べたる如く特に第二十七條に於て『救護を廢止したる日より五年以内に……償還を命ずることを得』と規定せるを以て、償還を命じ得べき日は多くは救護を廢止したる日にして、市町村又は道府縣は此の時より償還の權利を行使し得べく從て五年の時效期間は此の時より起算し五年にして、結局時效期間と右特定の五年の期間とは其の滿了するは同一時期なるか又は辨償資力あることを發見して之より時效期間五年を計算したる滿了時期よりは、救護廢止の日より計算したる五年の期間滿了

の時が早く、若くは時效に付ては之を中斷して更に中斷の時より五年を永からしむることを得べきも、右の特定の期間五年を時效と見ざるときは中斷することを得ざるが故に右の五年の期間は、時效期間に比して常に短く、何れにするも時效の完成するまでには五年の期間は同時若くは其の前に滿了し、時效に因て權利が消滅するよりは常に特定五年の期間の經過に因る權利の執行不能が早かるべく、結局實際に於て時效を適用する場合なきことと爲る。

第三節　遺留物に依る費用の充當

一　充當を爲し得る場合

救護を受くる者が死亡したる場合に其の遺留の金錢、物品あるときは、其の金錢、物品は民法の相續編の規定に依りて相續人あるときは其の相續人に歸屬し、又た相續人あること分明ならざるときは民法第千五十一條に依り法人たる相續財產と爲り、仍は相續人たる權利を主張する者なきときは同第千五十九條に依り國庫に歸屬すべきものなれども、救護法は民法の此の規定に對し特例を設け、其の第二十八條に於て『救護を受けたる者死亡したるときは市町村長は命令の定むる所に依り遺留の金錢を以て救護及埋葬に要する費用に充當し仍は足らざるときは遺留の物品を賣却して之に充當することを得』べきものとした。

救護を受けたる者が生存せる場合に於ては救護の費用は前二節に述べたる救護法第二十六條及び第二十七條に依て之を徵收し又は償還せしめ得る、然れば死亡したる被救護者が第二十六條に該當して費用を徵收せらるゝ者なるときは勿論、第二十七條に依り費用を償還せしめらるゝ場合に於ても、資力あるときは之を徵收し又は償還せしむべきは勿論である。而して死者の遺留の金錢、物品は假令ひ些額の物と雖も有價値の物なる以上之を資力と見ざるべからざるが故に之を以て費用に充當すべしとするは當然と謂はざるを得ない。

然れども被相續人死亡し相續開始したるときは民法第九百八十六條に依り被相續人の有したりし財產は相續人に於て承繼し、相續人あること分明ならざるときは同法第千五十一條に依り相續財產は法人と爲るを以て死亡したる被救護者の遺留の金錢、物品は相續の開始即ち死亡と共に相續人の所有と爲り、又は相續財產と爲る。從て其の金錢、物品を救護及び埋葬の費用に充當するには本來其の充當の形式は滯納處分の例に依り、其の順位は國稅徵收法第一條に依り國稅より先取することを得ないのである。然るに救護法第二十八條に於ては直に遺留の金錢、物品を以て救護及び埋葬の費用に充當すべきものとせるが故に、形式に於て滯納處分の例を用ひず、順位に於て國稅よりも先順位に於て之を充當することが出來る。故に救護法の規定は此の二點に對して特例を定めたるものである。

然れども遺留の金錢、物品を以て費用に充當するには被救護者が救護中に死亡したる場合でなければならぬ。救護が廢止せられ相當時日を經て死亡したる場合には適用されない。蓋し此の充當の特例は救護と死亡と遺留品なる三事實の連結したる關係より出でたるものなるを以て、此の三事實の關係が個々の一事實に分離解絕したるときは斯かる特例は適用すべからざるに依る。

此の費用の充當は費用を徵する者に利益の規定なるを以て、之を爲すと否とは市町村長の自由であつて要する

に任意的規定である。故に救護法第二十六條の場合の如きは此の充當を爲さずして直に同條に依り徴收を爲すことをも得る。

二　充當を爲し得る者

費用の充當を爲すことを得る者は救護を爲したる市町村長と解する。法文には單に『市町村長』とありて、他の場合の如く『救護を爲したる市町村長』と規定せざるも、救護を爲したる市町村長は埋葬を行ふ者に埋葬費を給し、又た自ら埋葬を行ふのみならず遺留の金錢、物品に付て知る所あるが故に、之をして充當せしむるは最も適當なるに依る。故に救護及び埋葬の費用が道府縣の負擔に屬し市町村長の屬する市町村は其の負擔を爲さざる場合に於ても、費用の充當を爲すべき者は救護を爲したる市町村長である。

三　充當の遺留物

費用に充當すべき遺留物は遺留の金錢及び物品である。『遺留』とは被救護者死亡の時に於て其の者の所有に屬したる物を謂ふ。故に死亡後の寄附金、香奠の如きは遺留物でない。死亡者の所有に屬したる物の如きは包含しない。但し死亡の當時其の所有に屬したる物を以て足るが故に、其の所在の何れなるを問はない。必しも死亡者の身邊に在るものたることを要さない遠く離れたる場所に在る物と雖も死亡の當時其の所有に屬したりし物は遺留物である。但し實際は身邊に在る物たることが多いのは勿論である。

遺留物は金錢、物品たることを要する。『金錢』とは現金を謂ふ。故に死亡者の名義の郵便預金通帳、銀行預金通帳、保險證券、郵便切手、印紙の如きは金錢ではない。『物品』とは動產を謂ひ固より不動產を包含しない。無記名債權は民法に於ては之を動產と看做すも、救護法施行規則第十四條に於ては有價證券を物品とせるが故に問題はない。前示の郵便通帳、銀行通帳、保險證券の如きは債權を證明する紙片に止まり有價物に非ざるが故に物品でない。結局充當の目的物と爲らない。

四　充當の方法

充當の方法は先づ第一次に於て金錢を以て充當する。金錢を以て充當するは費用に充つる限度に止むべきは勿論である。而して若し足らざるときは第二次に物品を賣却して充當する。物品賣却の方法は救護法施行規則の左の規定に依る。

第十四條　救護法第二十八條の規定に依り市町村長遺留物品を賣却する場合に於ては之を競爭入札に付すべし

有價證券及び見積價格十圓未滿の物品は競爭入札に付せずして賣却することを得前項の規定に依り競爭入札に付するも落札者なかりしとき亦同じ

遺留の金錢及び賣却して得たる物品の代金は之を救護及び埋葬に要したる費用に充當する。救護及び埋葬に要したる費用は救護を爲したる市町村長の屬する市町村の負擔する場合あり又た道府縣の負擔する場合もある。故に何れも其の負擔する費用に從て夫れに充當しなければならぬ。

第八章　雜則

第一節　救護の拒否及び取消

救護法に依る救護を受くる者の中には、市町村長又は救護施設の長の處置に服從せざる者もあるべく、又其の性行の著しく不良若は怠惰なる者もあるであらう。將亦救護を受けんとする者にして救護に關する檢診等を拒む者のあるべきは豫想し得る所である。斯かる者を救護するときは救護の適正を失ひ、其の目的に反することは勿論である。故に是等の者に對しては一旦與へたる救護は之を取消し得べく。又は最初より救護を拒否し得ることは、救護に依つて生ずる弊害を除去するに必要である。故に救護法第二十九條に於ては、救護を受くる者が或る事由の一に該當するときは、市町村長は救護を爲さざることを得と規定したのである。

同條に『救護を受くる者』とあるに依り、現に救護を受けつゝある者のみを指したるが如きも、同條の規定する事由は救護を受けんとする者も亦該當することあるべきを以て、現に救護を受けつゝある者及び救護を受けんとする者を指したものと解すべきである。而して同條に規定するものは次に述ぶる如くである。

一　救護を受くる者が救護法又は救護法に基きて發する命令に依り、市町村長又は救護施設の長の爲したる處分に從はざるとき。

（1）　市町村長の爲したる處分に從はざるとき　市町村長の爲したる處分とは、例之ば市町村長が救護法第十三條の規定に依り居宅救護を不適當と認め、救護を受くる者を救護施設に收容し又は收容を委託せんとするが如き場合を謂ふのである。此の場合に救護を受けんとする者が、市町村長の行ふ收容又は委託の處分に從はず、居宅救護を受けんとするときは、市町村長は救護を爲さざることを得るのである。尙ほ既に居宅救護を受けつゝある被救護者に付き、市町村長が居宅救護を適當ならずと認め、救護施設に收容し又は收容を委託せんと場合に、被救護者が其の收容又は委託の處分に從はざるときは、市町村長は一旦與へたる救護を取消し得るものと解すべきである。

救護の拒否又は取消を爲し得る場合は、單に救護法に依る市町村長の爲したる處分に止まらず、救護法施行令及び救護法施行規則に依る市町村長の爲したる處分に從はざる場合に於ても、亦之を爲し得るのである

（2）　救護施設の長の處分に從はざるとき　救護施設の長は其の施設內の秩序を維持し、救護の實績を擧ぐる爲には被收容者を統制する權限がある。故に被收容者が救護施設の長の統制に從はざるが如き場合に於ては被收容者の統制上、市町村長は救護の取消を爲し得るのである。例之ば救護施設の長が救護法第十五條の規定に依り、被救護者に適當なる作業を課したる場合に、被救護者が正當なる理由なくして、之に從はざるが如きは其の適例である。

被救護者が救護施設の長の爲したる處分に從はざることあるも、市町村長は之を知ること能はざるべきを以て、此の場合に於ては市町村長の權限の行使を容易ならしむる爲め之を知らしむる方法がなければならぬ　故

に救護法施行規則第十條は、被救護者の收容の委託を受けたる者が、被救護者が救護法第二十九條各號の一に該當すと認めたるときは、直ちに其の旨を市町村長に届出づべきものと爲したのである。

二　檢診又は調査を拒みたるとき

生活扶助を受くる被救護者は、果して勞務を行ふに著しく障碍ある者なりや、又醫療を受くる被救護者は、實際疾病に罹りたる者なりや、或は救護を要すと認められたる者は、果して貧困にして生活すること能はざる者なりや等の檢診又は調査は、救護の適正及び目的を達成する上に於て、必要缺くべからざることは言を俟たない。故に市町村長は醫師をして檢診を爲さしめ、又は吏員若くは委員をして調査を爲さしむることが出來る。然るに市町村長が醫師をして被救護者又は要救護者の身體の檢診を行はしめんとするに當り、正當の理由なくして之を拒みたるとき、又は市町村長若くは委員が救護に關する調査を爲さんとするを拒みたるときは、市町村長は要救護者に對しては救護を爲さざることを得べく、被救護者に對しては救護を取消し得るのである。本號に『故なく』とは正當の理由なきことを意味するので、檢診又は調査を拒むべき正當の理由ある場合に、檢診又は調査を拒むも本號に該當しないのである。例之ば醫師又は委員が深夜に至り突然檢診を爲さんとし、又は調査を行はんとするに當り、被救護者又は要救護者が之を拒絶するも、此の場合は正當の理由ありと解すべきに依り、本號に依ること能はざるが如きである。

被救護者の收容の委託を受けたる者は、被救護者が本號の事由に該當するものと認めたるときは、前號の場合と同じく直に其の旨を市町村長に届出づべきである。

三　性行著しく不眞又は怠惰なるとき

（1）性行著しく不眞なるとき　被救護者又は要救護者に濫酒又は賭博等の惡癖ありて、救護の金品を生活の資料と爲さず、飮酒又は賭事に費消し若は濫用する虞れある場合の如き、又た救護法第十二條の規定に依り、幼者と併せ其の母の居宅救護を爲す場合に於て、其の母性、愛なく子の哺育を爲さず、却つて之を虐待するが如きは、玆に所謂性行著しく不良なるときに該當するのである。市町村長は斯かる者に對しては救護を爲さざることを得べく、又た一旦爲したる救護を取消し得るのである。

（2）性行著しく怠惰なるとき　被救護者が病院に於て收容救護を受くる場合に、充分自用を辨じ得るに拘はらず怠りて之を爲さざるが如き、又た生業扶助を受くる者が生業に從事する勞働能力あるに拘はらず、怠惰にして生業に從はざるが如きは、玆に所謂著しく怠惰なるときに該當するのである。而して市町村長は斯かる者に對しては、一旦與へたる救護を取消し得るのである。

被救護者の收容の委託を受けたる者は、被救護者が右の(1)又は(2)に該當するものと認めたるときは、前號の場合と同じく直に其の旨を市町村長に届出づべきである。

第二節　私人の救護施設の認可の取消

救護施設の認可取消に付ては第三章第六節に於て詳說したるも、仍ほ私人の救護施設の設置認可の取消に付き說明する。但し必らず右の第三章第六節の說明を參看することを要する。

一　設置認可の取消

私人の救護施設の認可の取消とは、救護法第七條第二項の規定に依り、地方長官より設置の認可を受け、救護法に於ける救護施設と爲りたるものが、救護法第三十條の規定に依り、地方長官に於て救護法に依る救護施設たる資格を喪失せしむることを謂ふ。從つて設置の認可を取消されたる救護施設は、救護法に依る救護施設に非らざるを以て、救護法第二十五條の規定に依る國庫及び道府縣の補助を受くること能はざるは勿論である。

私人の救護施設が救護法第三十條の規定に該當する場合に於て、其の設置の認可を取消すか否かは一に地方長官の自由裁量に依りて決定すべきものなることは、同條の規定に徵して明かである。私人の救護施設が縱令ひ同條の規定に該當することあるも、事情に依つて地方長官は其の設置の認可を取消さざることを得る。

二　設置の認可を取消し得べき場合

地方長官が私人の救護施設の設置の認可を取消し得べき場合に付ては、救護法第三十條に於て『第七條第二項の規定に依り設置したる救護施設が、本法若は本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したるときは、地方長官は同項の認可を取消すことを得』と規定した。左に本條の意義を詳說する。

(1)　設置の認可を取消し得べき救護施設は、救護法第七條第二項の規定に依り設置したる救護施設に限る。即ち私人が救護法第七條第二項の規定に依り、地方長官の認可を受けて設置したる救護施設でなければならぬ。從つて府縣、市町村の設置したる救護施設は勿論、私人の設置したる施設と雖も、救護法第七條第二項の規定に依らざるものは之を包含しない。

(2)　『本法に違反したるとき』とは、例之ば私人の救護施設が救護法第八條の規定に背き、市町村長の爲す被救護者の收容の委託を拒みたるが如き場合を謂ふのである。

(3)　『本法に基きて發する命令に違反したるとき』とは、救護法施行令又は救護法施行規則に違反することを謂ふ。例之ば私人の救護施設が救護法施行令第二十六條の規定に違反し、詐僞の手段を以て國庫又は道府縣より補助金の交付を受けたるが如き、又た私人の救護施設が市町村長より被救護者の收容の委託を受けたる場合に、救護法施行規則第十條の規定に依る屆出を爲さざるが如き場合を指すのである。

(4)　『本法に基きて爲す處分に違反したるとき』とは、例之ば地方長官が救護法第七條第二項の規定に依り、私人の救護施設の設置を認可するに當り、或る條件を附したる場合に、其の救護施設が該條件に違反したるが如きを謂ふのである。

(5)　『本法に基きて發する命令に基きて爲す處分に違反したるとき』とは、例之ば地方長官が救護法施行規則第五條の規定に依り、私人の救護施設に對し必要なる報告を徵したる場合に、其の救護施設が之に對する報告を爲さざるが如き、又た市町村長が救護法施行規則第九條の規定に基き、被救護者の收容を委託したる私人の救護施設に對し、救護上必要なる報告を徵したるに拘らず、其の救護施設が之に對する報告を爲さざるが如き類である。

三　設置認可取消の效力

地方長官より設置の認可を受けたる私人の救護施設が、其の認可を取消されたるときは、救護法に依る救護施

設たる資格を喪ひ、救護法に基く國庫及び道府縣の補助を受くること能はざるに至ることは勿論であるが、其の認可の取消の效力は特別の規定なき限り、取消以後即ち將來に對してのみ其の效力を生ずるのである。蓋し設置の認可を取消すべき事由は、其の認可以後に發生したる事由に因るからである。

第三節　私人の救護施設に對する公課の免除

救護施設を設置經營するには多額の經費を要するので、救護法は其の設置の奬勵と發達を圖る爲め、救護施設に對する補助の途を設けたることは、既に詳說したる如くであるが、尙ほ救護法は補助以外に救護施設の土地及び建物に對する租稅其の他の公課を免除すべきことを規定してある。

救護施設中道府縣又は市町村の設置するものは、公共の營造物たること勿論であるから、其の救護施設の用に供せらるゝ土地に對しては、地租法第二條に依り國稅及び地方稅を賦課することは出來ない。又建物に對しては府縣制第百十條の規定に依り府縣稅を課することが出來ず、尙ほ市制第百二十一條第三項及び町村制第百一條第三項の規定に依り、市町村稅を課することが出來ないのである。

然るに私人の設置に係る救護施設の用に供する土地及び建物に關しては、法律に於て租稅其の他の公課を免除する規定はないのである。唯建物に關しては地方稅に關する法律、府縣制第百十條第二項、市制第百二十一條の二、町村制第百一條の二に於て規定する所あるも、是等の規定は總て府縣稅及び市町村稅の賦課を免除し得るに止まる規定であつて、府縣稅及び市町村稅の賦課を禁止する規定ではないのである。從つて特別の規定なき限りは、私人の救護施設に供用せらるゝ土地及び建物に對しても課稅し得るのである。然し私人の救護施設は道府縣又は市町村の設置するものに比較し、其經營の困難なるもの多かるべきを以て、救護法第三十一條に於ては『道府縣、市町村、其の他の公共團體は左に揭ぐる土地建物に對しては租稅其の他の公課を課することを得ず、但有料にて之を使用せしむる者に對しては此の限に在らず（一）主として救護施設の用に供する建物（二）前號に揭ぐる建物の敷地其の他主として救護施設の用に供する土地』と規定し、私人の救護施設に對し免稅の特典を與へたのである。以下本條の意義に付き解說する。

一　課稅することを得ざる土地、建物

救護施設に屬する土地又は建物にして、救護法に依り租稅其の他の公課を免除せらるゝものは、主として救護施設の用に供するものに限るのである。故に救護施設に屬する土地又は建物でも、主として救護施設の用に供せられないものは、免稅の特典を受けない。即ち

（1）主として救護施設の用に供する建物　主として救護施設の用に供する建物とは、例之ば救護法の救護施設たる養老院、孤兒院、施療病院等に於て、被救護者に直接の關係を有する收容室、治療室、藥局、講堂、作業室、事務室等の建物を謂ふのである。故に主として救護施設の用に供するものと認め得ざる職員の住宅の如きは、之を包含しないものと解すべきである。

（2）主として救護施設の用に供する土地　其の他主として救護施設の用に供する土地とは、例之ば右1に揭

ぐる建物の敷地、其の他被救護者の爲めの運動場の土地の如き、主として救護施設の用に供する土地と認めらるべきものを謂ふ。故に職員の住宅の敷地の如きは之を含まないものと解すべきである。

二　土地、建物に對する租稅其他の公課

土地、建物に對する租稅其の他の公課の主なるものは、地租、登錄稅、地租附加稅、特別地稅、特別地稅附加稅、段別割、家屋稅及び家屋稅附加稅等であるが、救護法第三十一條は道府縣、市町村其の他の公共團體の賦課すべきもののみを免除するに止まり、國の賦課すべき地租及び登錄稅等を除外するを以て地租及び登錄稅は免除されない。但し現在の稅法に於ては地租及び登錄稅は國の賦課するものなれども、救護法に依る救護は元來國家の事業なるを以て、其の性質上地租及び登錄稅の如きは殊に免除すべき筈のものである。故に將來は課稅せられざるに至るであらう。

三　例外に屬するもの

救護施設の土地、建物が主として救護施設の用に供せらるゝときは、免稅の特典を與ふべきことは前述の如くであるが、之に對する例外の場合がある。即ち救護施設の用に供せらるゝ土地、建物でも、其の救護施設の設置者の所有物でなく、他の地主、家主等が賃貸料を得て使用せしむるものなるときは、其の所有者は賃貸料を取得する因り、土地、建物が救護施設の用に供せらるゝ故を以て課稅を免除すべき理由はない。故に救護法第三十一條但書に於て「有料にて之を使用せしむる者に對しては此の限に在らず」と規定し、免稅に此の例外の場合あることを示した。

第四節　救護に關する犯罪の處罰

救護法に於ては既に詳說したる如く委員制度を採用し、救護に關する調査及び具申を爲さしむるを以て、救護法に依る被救護者たる資格條件なき者が、救護を受くるが如きことはなかるべしと思料せらるゝも、多數の被救護者中には詐僞其の他の不正手段に依り、市町村長を欺罔して救護を受け、又は他人をして救護を受けしむる者あることは豫想し得るので、事前に於て豫じめ警告を與ふると共に、事後に於ける制裁を設くる必要がある。故に救護法第三十二條は「詐僞其の他の不正の手段に依り救護を受け又は受けしめたる者は三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す」との制裁を規定した。即ち

一　處罰を受くべき者

本條に依り處罰を受くべき者は。詐僞其の他の手段に依つて、救護を受け又は受けしめた者でなければならぬ故に救護法に依り救護せらるゝ資格條件を有せざる者が、詐僞其の他の不正の手段を用ゐざるに拘はらず、市町村長に於て救護すべきものと誤認して救護を爲したる場合に、其の被救護者も亦た救護を受くべきものと思料したるときは、其の被救護者に故意（犯意）なきに依り此の場合は本條に該當しないものと解すべきである。然れども前述の場合に被救護者が自己は救護法に依る資格條件を有しないことを知りながら、市町村長に對して資格條件なきことを告げず、市町村長の誤認を利用したるときは、本條に該當するや否やは疑問の存する所である。此の場合に在りては被救護者は救護を受くる資格條件なきことを告ぐる義務あるものと解すべきが相當であらう

故に此の場合に於ては被救護者は消極的の詐僞に依りたるものとして本條を適用すべきものと解する。

二　詐僞其の他の不正手段の意義

本條に『詐僞』とは刑法の『詐欺』と其の實質は同樣である。即ち人を欺罔して錯誤に陷らしむることを謂ふ換言すれば救護法に依る救護を受くる資格條件なき者が、或る方法に依り市町村長をして資格條件あるものと誤認せしめて、救護を受けたることを謂ふ。故に詐僞は通例積極的の手段に依るべきものなるも、消極的の場合に於ても之を認め得ることは前述した如くである。

『其の他の不正の手段』とは、刑法の詐欺に至らざる程度の不正なる方法を意味する。例之ば自ら身體を傷けて救護を受くるが如き場合を謂ふ。

『又は受けしめたる者』とは、被救護者以外の者が、市町村長を欺罔して錯誤に陷らしめ、他人（被救護者）に救護を受けしむることを謂ふ。

本條の規定に依り處罰を受けたる被救護者に對し、其の救護費用を負擔したる市町村又は道府縣は、救護法第二十六條の規定に依り、救護費用の徵收を爲し得ることは勿論である。

第五節　町村制施行地外の救護法の適用

町村制第百五十七條に依り北海道、小笠原島及び伊豆七島には、未だ町村制が施行せられて居ないので、是等の地方には町村制に依る町村又は町村長はないのである。故に救護法第三十三條竝に同施行令第三十一條は、本法竝に本令中町村に關する規定は町村制を施行せざる地に於ては町村に準すべきものに、町村長に關する規定は町村長に準すべき者に之を適用すと規定したのである。

附　則

第一節　救護法に依り廢止せらるべき法令

救護法の施行に依つて我邦の救貧制度は一變せられ、劃時代的のものとなるから。從來の救貧に關する法令は之を存續せしむる必要を認めないのである。故に救護法附則に於ては左の救貧に關する法令を廢止するものと爲した。

明治四年太政官達第三百號
明治六年太政官布告第七十九號
明治六年太政官布告第百三十八號
明治七年太政官達第百六十二號恤救規則

第二節　救護法の施行期日

救護法の施行に伴ひ多額の經費を必要とするので、國、道府縣及び市町村の財政に影響を及ぼすこと甚大なる

ものが在る。故に救護法附則に於ては、本法施行の期日は勅令を以て之を定むと規定し、財政上の都合を見て勅令を以て其の施行期日を定むることゝ爲したのであるが、現今の社會狀態は本法の施行期日を遲延せしむる能はざるまでに、要救護者が增加しつゝあるので、昭和六年八月十日勅令第二百十號を以て、昭和七年一月一日より之を施行することゝなつた。

本法の施行に依つて直ちに救護を受くべき者は、全國に於て約十萬三千餘人の多數に上のるであるが、人類の共榮共存上否な同胞の情義上、本法の運用が圓滑に行はれ、其の救護が適切有效にして、本法制定の精神に悖らざらんことを切に希望して止まないのである。

救護法令詳解 終

◉救護法書式

◉救護法　昭和四年四月一日　法律第三十九號

◉救護法施行令　昭和六年八月十日　勅令第二百十一號

◉救護法施行規則　昭和六年八月十一日　內務省令第二十號

◉(一)救護施設(養老院、孤兒院、病院)設置認可申請書

(設例)—市町村ニ於テ養老院、孤兒院、病院其ノ他ノ救護法ニ依ル救護目的ノ施設ヲ設置セントスルトキノ認可申請書ニ(提出)—地方長官—書面一通、但シ控ノ爲メ數通ヲ徵スル取扱アルヘシ—(參照)—法一乃至七、令一

(參照法文)

◉救護法

第六條　本法ニ於テ救護施設ト稱スルハ養老院、孤兒院、病院其ノ他ノ本法ニ依ル救護ヲ目的トスル施設ヲ謂フ

第七條1　市町村救護施設ヲ設置セントスルトキハ其ノ設備ニ付地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

◉救護法施行規則

第一條1　救護法第七條ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ左ニ揭ケル事項ヲ記載スヘシ

一　名稱、種類及位置
二　建物其ノ他設備ノ規模、構造
三　事業經營ノ方法及收支豫算
四　事業開始ノ豫定日
五　設備ニ要スル經費

救護施設(養老院、孤兒院、病院)設置認可申請書

申請者　何府縣何市(町)村
市(町)(村)長　何　某

一名稱、種類　何養老院(何孤兒院、何病院)
一位置　何府縣郡市町村番地
一建物其ノ他設備ノ規模、構造　別紙設備ノ規模說明書及圖面ノ通リ
一事業經營ノ方法及收支豫算　別紙事業經營方法說明書及收支豫算表ノ通リ
一事業開始ノ豫定日　何年何月何日
一設備ニ要スル經費　別紙設備費用計算書ノ通リ

本市(町)(村)ニ於テ何年何月何日市(町)(村)會ノ議決ヲ經、救護法ニ依ル救護ヲ目的トシテ前記ノ施設ヲ設置致度候條該設備ニ付認可相成度申請候也

添附書類

一設備ノ規模、構造說明書及圖面　各一通
一經營方法說明書及收支豫算表　各一通

一設備費用計算書　一通

年　月　日

何市(町)(村)長　何　某㊞

何府縣知事　何　某殿

●(二)　救護施設(養老院、孤兒院、病院)設置認可申請書

申請書ニ(其二)ニ私人申請

(設例)ー私人ニ於テ救護法ニ依ル養老院、孤兒院、病院其ノ他ノ救護施設ヲ設置セントスルトキノ認可申請書ニ(提出其他)ー前號ノ書式ニ同シ

(參照法文)ー仍ホ前號書式法文參看

●救護法

第七條[2]　私人救護施設ヲ設置セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

●救護法施行規則

第一條　救護法第七條ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ左ニ揭グル事項ヲ記載スベシ

一　名稱、種類及位置

二　建物其ノ他設備ノ規模、構造

三　事業經營ノ方法及收支豫算

四　事業開始ノ豫定日

五　設備ニ要スル經費

救護法第七條第二項ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ

一　設置者ノ履歷及資產狀況

一設置者ノ資產表(註ニ個人ノトキ)　一通

年　月　日

何々慈善協會(又ハ何々)

理事　何　某㊞

何府縣知事　何　某殿

●(三)　救護事業開始届ニ(其二)ニ市町村ノ届出

(設例)ー救護法ニ依ル救護施設ヲ設置シタル市町村ニ於テ其ノ事業ヲ開始シタルトキノ届出書ニ(提出)ー地方長官ー書面一通ニ(期間)ー事業開始後直ニニ(參照)ー規二

(參照法文)

●救護法施行規則

第二條　救護施設ヲ設置シタル者ハ其ノ事業開始ノ後直ニ其ノ旨地方長官ニ届出ヅベシ

救護事業開始届

何市(町)(村)設置

何々養老院(何孤兒院又ハ何病院)

右ハ何年何月何日ヨリ救護法ニ依ル救護事業開始致候ニ付及届出候也

年　月　日

何市(町)(村)長　何　某㊞

何府縣知事　何　某殿

救護法書式

二　法人又ハ團體ニ在リテハ定款、寄附行爲其ノ他ノ約款

救護施設(養老院、孤兒院、病院)設置認可申請書

何府縣郡市町村番地

何々慈善協會(又ハ何々)

申請人　理事　何　某

一名稱、種類　何養老院(何孤兒院又ハ病院其他何々)

一位置　何府縣郡市町村番地

一建物其ノ他設備ノ規模、構造　別紙設備ノ規模、構造說明書及圖面ノ通リ

一事業經營ノ方法及收支豫算　別事業經營方法說明書及收支豫算表ノ通リ

一事業開始ノ豫定日　何年何月何日

一設備ニ要スル經費　別紙設備費用計算書ノ通リ

當協會(又ハ何々)ニ於テ救護法ニ依ル救護ヲ目的トシテ前記ノ施設ヲ設置致度候ニ付認可相成度及申請候也

添附書類

一設備ノ規模、構造說明書及圖面　各一通

一經營方法說明書及收支豫算表　各一通

一設備費用計算書　一通

一定款(寄附行爲又ハ約款)　一通

一設置者ノ履歷書(註ニ個人ノトキ)　一通

●(四)　救護事業開始届ニ(其二)ニ私人届出

(設例)ー私人ニ於テ救護施設ヲ設置シ救護法ニ依ル救護事業ヲ開始シタルトキノ届出ニ(提出其他)ー前號ノ書式ニ同シ

(參照法文)ー前號ノ法文參看

救護事業開始届

何府縣郡市町村番地

何々慈善協會設置

何孤兒院(養老院、何病院)

右ハ何年何月何日ヨリ救護法ニ依ル救護事業開始致候ニ付此段及届出候也

年　月　日

何々慈善協會(何々)

理事　何　某㊞

何府縣知事　何　某殿

●(五)　救護施設(養老院、孤兒院、病院)管理規則設定届ニ(其一)ニ市町村届出

(設例)ー救護施設ヲ設置シタル者カ其ノ管理規則ヲ設ケタルトキノ届出ニ(提出)ー地方長官ー書面一通ニ(參照)ー法九、規三

（參照法文）

●救護法施行規則

第三條　救護施設ヲ設置シタル者其ノ管理規則ヲ設ケタルトキハ之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

救護施設（養老院、孤兒院、病院）管理規則設定届

何市（町）（村）設置
何々養老院（何孤兒院又ハ何病院）

右ノ救護施設（養老院、孤兒院又ハ病院）ニ付何年何月何日市町（村）會ノ議決ヲ經、別紙添附書類ノ通リ管理規則ヲ設定候條及届出候也

年　月　日

何市（町）（村）長　何　某　㊞

何府縣知事　何　某　殿

◉（六）救護施設（養老院、孤兒院、病院）管理規則設定届

（其二）＝私人届出

（設例其他）―前號ノ書式ニ同シ
（參照法文）―前號ノ法文參看

救護施設（養老院、孤兒院、病院）管理規則變更届

（注）＝本號ノ書式ハ前號ノ書式ニ準シ作成スヘシ

◉（七）救護施設（養老院、孤兒院、病院）管理規則變更届

（其一）＝市町村届出

（設例）―市町村又ハ私人カ救護施設ニ付管理規則ヲ變更シタルトキノ届出＝（提出其他）―（五）ノ書式ニ同シ
（參照法文）―（五）ノ法文參看

救護施設（養老院、孤兒院、病院）管理規則變更届

何市（町）（村）設置
何々養老院
（何孤兒院又ハ何病院）

右救護施設何々養老院（孤兒院又ハ病院）ノ管理規則何年何月何日市（町）（村）會ノ議決ヲ經、別紙ノ通リ變更候條及届出候也

年　月　日

何市（町）（村）長　何　某　㊞

何府縣知事　何　某　殿

◉（八）救護施設（養老院、孤兒院、病院）管理規則變更届

（其二）＝私人届出

（設例其他）―前號ノ書式ニ同シ
（參照法文）―（五）ノ法文參看

救護施設（養老院、孤兒院、病院）管理規則變更届

（注）＝本號ノ書式ハ前號ノ書式ニ準シ作成スヘシ

◉（九）救護施設（養老院、孤兒院、病院）廢止許可申請書

（其一）＝市町村申請

（設例）―救護施設ヲ設置シタル者カ之ヲ廢止セントスルトキノ許可申請書＝（提出）―地方長官―書面一通又ハ二通＝
（參照）―法九、規四
（參照法文）

●救護法施行規則

第四條　救護施設ヲ設置シタル者之ヲ廢止セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

一　廢止ノ事由
二　被救護者ノ處置
三　財産ノ處分

救護施設（養老院、孤兒院、病院）廢止許可申請書

何市（町）（村）設置
何々養老院
（何孤兒院又ハ何病院）

一　廢止ノ事由　本市（町）（村）ニ於テハ救護法ニ依リ救護ヲ爲スヘキ者少數ニシテ（其救護ハ本市町村番地何々私人設置ノ何々ニ委託スルヲ以テ足リ）特ニ本市町村ニ救護施設ヲ設置維持スルノ要ナキニ因ル（又ハ何々）

一　被救護者ノ處置　現在救護中ノ被救護者何人ハ何々ノ救護施設ニ係ル何養老院（何孤兒院）又ハ何病院ニ收容救護ヲ委託ス（又ハ何々）

一　財産ノ處分　財産ノ一部（何圓）ハ何々ノ救護施設ニ係ル何養老院（孤兒院又ハ病院）ニ寄附シ、殘額　何圓　及建物等ハ社會事業ニ供用ス（又ハ何々）

右ノ通リ何年何月何日市（町）（村）會ノ議決ヲ經候條廢止ノ許可相成度及申請候也

年　月　日

何（市）（町）村長　何　某　㊞

何府縣知事　何　某　殿

◉（一〇）救護施設（養老院、孤兒院、病院）廢止許可申請書

（其（二）＝私人届出

（設例其他）―前號ノ書式ニ同シ
（參照法文）―前號ノ法文參看

（註）＝本號ノ書式ハ前號ノ書式ニ準シ作成スヘシ

◉（一一）被收容者ニ課スル作業計畫屆＝（其一）＝市町村ニ屆出

（設例）―救護施設ノ長カ收容者ニ作業ヲ課セントスルトキノ屆出＝（提出）―地方長官＝（期間）―準メ―書面一通＝（金額）―法一五、規六

（參照法文）

第十五條　救護施設ノ長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ施設ニ收容セラレタル者ニ對シ適當ナル作業ヲ課スルコトヲ得

●救護法施行規則

第六條　救護法第十五條ノ規定ニ依リ救護施設ノ長ヲシテ作業ヲ課セントスルトキハ準メ作業ノ計畫ヲ定メ地方長官ニ屆出ヅヘシ

被收容者ニ課スル　作業計畫屆

何市（町）（村）設置

何々養老院（何孤兒院又ハ何病院）

右救護施設（養老院、孤兒院又ハ病院）ニ於テ何年何月何日ヨリ收容者ニ對シ別紙作業計畫書ノ通リ作業ヲ課スル可クニ付豫メ及屆出候也

年　月　日

何市（町）（村）長　何　某　㊞

何縣府知事　何　某　殿

◉（一二）被收容者ニ課スル作業計畫屆＝（其二）＝私人ニ屆出

（設例其他）―前號ノ書式ニ同シ

（參照法文）―前號ノ法文參看

被收容者ニ課スル　作業計畫屆

（註）＝本號ノ書式ハ前號ノ書式ニ準シ作成スヘシ

◉（一三）救護申請書＝（其一）＝六十五歲以上ノ老衰者ナルトキ

（設例）―六十五歲以上ノ老衰者カ貧困ノ爲生活スルコト能ハサルトキノ救護申請書＝（提出）―居住地又ハ現在地ノ市町村長へ＝（申請書）―本人又ハ親族其ノ他ノ緣故者―書面一通＝（參照）―法一、二、一〇、一一、令七、八、一三、一四、規七

（參照法文）

●救護法

第一條1項1號　左ニ揭ケル者貧困ノ爲生活スルコト能ハサルトキハ本法ニ依リ之ヲ救護ス

一　六十五歲以上ノ老衰者

第十條1項　救護ノ種類左ノ如シ

一　生活扶助

二　醫療

三　助產

四　生業扶助

第十一條　救護ハ救護ヲ受クル者ノ居宅ニ於テ之ヲ行フ

●救護法施行令

第七條　生活扶助ハ金錢又ハ物品ノ給與ニ依リ之ヲ行フ

第十二條　生業扶助ハ生業ニ必要ナル資金、器具又ハ資料ノ給與又ハ貸與ニ依リ之ヲ行フ

第十三條　救護法第十一條ノ規定ニ依ル居宅救護ノ場合ニ於テ生活扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ一人一日二十五錢以內、一世帶一日一圓以內ニ於テ地方長官之ヲ定ム

●救護法施行規則

第七條　救護ノ申請ハ左ノ事項ヲ具シ本人又ハ親族其ノ他ノ緣故者ヨリ之ヲ爲スヘシ

一　救護ヲ受クヘキ者ノ氏名、生年月日

二　居住地及居住期間又ハ現在地

三　救護ヲ受クヘキ事由

市町村長必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依ル申請ナキ場合ト雖モ救護ヲ行フヘシ

救護申請書

一　救護ヲ受クヘキ者ノ氏名、生年月日

何　某

何年何月何日生

二　居住地及居住期間（又ハ現在地）

何年何月何日ヨリ何府縣郡市町村番地ニ居住シテ現在ニ至ル（又ハ何府縣郡市町村番地現在）

三　救護ヲ受クヘキ事由

何歲以上（六十五歲以上）ノ老衰者ニシテ貧困ノ爲生活スルコト能ハス且ツ扶養義務者ナキ（又ハ扶養義務者扶養ヲ爲スコト能ハサルニ因ル）ニ因ル

右救護相成度及申請候也

年　月　日

何府縣郡市町村番地

本人（又ハ何々親權者ハ緣故者）

申請人　何　某　㊞

何市（町）（村）長　何　某　殿

◉（一四）救護申請書＝（其二）＝十三歲以下ノ幼者ナルトキ

（設例）―十三歲以下ノ幼者カ貧困ノ爲生活スルコト能ハサルトキノ救護申請書＝（提出其他）―前號ノ書式ニ同シ＝（參照）―法一、二、一〇、一一、令七、八、一二乃至一四、規七

（參照法文）―前號ノ法文參看

●救護法

第一條1項2號　左ニ揭ケル者貧困ノ爲生活スルコト能ハサルトキハ本法ニ依リ之ヲ救護ス

二十三歲以下ノ幼者

第十二條　幼者居宅救護ヲ受クヘキ場合ニ於テ市町村長其ノ哺育上必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ幼者ト倂セ其ノ母ノ救護ヲ爲スコトヲ得

救護法書式

救護申請書

一　救護ヲ受クヘキ者ノ氏名、生年月日

何　某
何年何月何日生

二　居住地及居住期間（又ハ現在地）

何年何月何日ヨリ何府縣郡市町村番地ニ居住シテ現在ニ至ル（又ハ何府縣郡市町村番地現在）

三　救護ヲ受クヘキ事由

何歳以下（十三歳以下）ノ幼者ニシテ貧困ノ爲生活スルコト能ハス且ツ扶養義務者ナキニ因ル（又ハ扶養義務者扶養ヲ爲スコト能ハサルニ因ル）

右救護相成度及申請候也

年　月　日

何府縣郡市町村番地
何々親族（又ハ緣故者）
申請人　何　某　㊞

何市（町）（村）長　何　某　殿

◉（一五）救護申請書＝（其三）＝姙産婦ナルトキ

（設例）＝姙産婦カ貧困ノ爲生活スルコト能ハサルトキノ救護申請書＝（提出其他）＝（一三）ノ書式ニ同シ＝（參照）＝法一、二、一〇、一一、一三、一四、令一、七、八、一〇、一一、一三乃至一五、規七、

（參照法文）＝（一三）＝法文參看

●救護法

第一條1項3號及2項　左ニ揭ケル者貧困ノ爲生活スルコト能ハザルトキハ本法ニ依リ之ヲ救護ス

三　姙産婦

2前項第三號ノ姙産婦ヲ救護スベキ期間（中略）及程度ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

●救護法施行令

第一條　救護法第一條第一項第三號ノ姙産婦ヲ救護スベキ期間ハ分娩ノ日前七日以内、分娩ノ日以後二十一日以内トス

分娩ノ日ガ其ノ豫定日ヨリ後レタルトキハ前項ノ分娩ノ日前ノ期間ヲ七日以内延長スルコトヲ得

救護申請書

一　救護ヲ受クヘキ者ノ氏名、生年月日

何　某
何年何月何日生

二　居住地及居住期間（又ハ現在地）

何年何月何日ヨリ何府縣郡市町村番地ニ居住シテ現在ニ至ル（又ハ何府縣郡市町村番地現在）

三　救護ヲ受クヘキ事由

姙産婦ニシテ貧困ノ爲生活スルコト能ハス且ツ扶養義務者カ扶養ヲ爲スコト能ハサルニ因ル（又ハ扶養義務者ナキニ因ル）

右救護相成度及申請候也

年　月　日

何府縣郡市町村番地
本人（又ハ夫其他何々親權若ハ緣故者）
申請人　何　某　㊞

何市（町）（村）長　何　某　殿

◉（一六）救護申請書＝（其四）＝不具廢疾者等ナルトキ

（設例）＝不具廢疾、疾病、傷痍其ノ他精神又ハ身體ノ障碍ニ因リ勞務ヲ行フニ故障アル者カ貧困ノ爲生活スルコト能ハサルトキノ救護申請書＝（提出其他）＝（一三）ノ書式ニ同シ＝（參照）＝法一、二、一〇、一一、一三、一四、令二、七、九、一二、規七

（參照法文）＝（一三）ノ法文參看

●救護法

第一條1項4號2項　左ニ揭ケル者貧困ノ爲生活スルコト能ハザルトキハ本法ニ依リ之ヲ救護ス

四　不具廢疾、疾病、傷痍其ノ他精神又ハ身體ノ障碍ニ因リ勞務ヲ行フニ故障アル者

2前項（中略）同項第四號ニ揭ケル事由ノ範圍及程度ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

●救護法施行令

第二條　救護法第一條第一項第四號ニ揭ケル事由ノ範圍及程度左ノ如シ

一　不具廢疾ニシテ常ニ介護ヲ要スルモノ又ハ自用ヲ辨ズルニ過ギザルモノ

二　疾病又ハ傷痍ニシテ就床ヲ要シ又ハ長キニ亙リ安靜ヲ要スルモノ

三　精神耗弱又ハ身體虛弱ノ著シキモノ

救護申請書

一　救護ヲ受クヘキ者ノ氏名、生年月日

何　某
何年何月何日生

二　居住地及居住期間（又ハ現在地）

何年何月何日ヨリ何府縣郡市町村番地ニ居住シテ現在ニ至ル（又ハ何府縣郡市町村番地現在）

三　救護ヲ受クヘキ事由

不具廢疾（又ハ疾病、傷痍其ノ他精神又ハ身體ノ障碍）ニ因リ勞務ヲ行フニ故障アリ且貧困ノ爲生活スルコト能ハス及ヒ其扶養義務者扶養ヲ爲スコト能ハサルニ因ル（又ハ扶養義務者ナキニ因ル）

右救護相成度及申請候也

年　月　日

何府縣郡市町村番地
本人（又ハ何々親族若ハ緣故者）
申請人　何　某　㊞

何市(町)(村)長　何　某　殿

●(一七) 居宅被救護者居住地 又ハ現在地 異動届

(設例)—居宅救護ノ被救護者カ居住地又ハ現在地ニ異動アリタルトキノ届出ニ(提出)—市町村長ニ(期間)—直ニ—書面一通ニ(参照)—法一一、令一三乃至一五、規八1項1號

(参照法文)

●救護法施行規則

第八條　左ノ場合ニ於テハ居宅救護ヲ受クル被救護者ハ直ニ其ノ旨市町村長ニ届出ヅベシ

一　居住地又ハ現在地ニ異動アリタルトキ

居宅被救護者居住地 現在地 異動届

一　居宅被救護者ノ氏名　何　某

二　異動前ノ居住地(又ハ現在地)

何府縣郡市町村番地

三　異動後ノ居住地(又ハ現在地)

何府縣郡市町村番地

右ノ通リ居宅被救護者ノ居住地(又ハ現在地)ニ異動有之候ニ付及御届候也

年　月　日

届出人　被救護者　何　某　㊞

何市(町)(村長)　何　某　殿

●(一八) 居宅被救護者世帯構成 異動届

(設例)—居宅救護ヲ受クル被救護者ノ世帯ノ構成ニ異動アリタルトキノ届出ニ(提出其他)—前號ノ書式ニ同ジニ(参照)—規八1項2號

(参照法文)

●救護法施行規則

第八條　左ノ場合ニ於テハ居宅救護ヲ受クル被救護者ハ直ニ其ノ旨市長村長ニ届出ヅベシ

二　世帯ノ構成ニ異動アリタルトキ(下略)

居宅被救護者世帯構成異動届

一居宅被救護者ノ氏名、居住地(又ハ現在地)

何府縣郡市町村番地

世帯主　何　某

一世帯構成ノ異動

世帯ニ属スル者

右何某二男　何　某

右何年何月何日出生(又ハ死亡、其他何々)

右ノ通リ居宅被救護者ノ世帯構成ニ異動有之候ニ付及御届候也

年　月　日

何府縣郡市町村番地

届出人　被救護者　何　某　㊞

何市(町)(村長)　何　某　殿

●(一九) 居宅被救護者資産(收支ノ狀況) 異動届

(設例)—居宅救護ヲ受クル被救護者ノ資産若ハ收支ノ狀況ニ著シク異動アリタルトキノ届出ニ(提出其他)—(一七)—ノ書式ニ同シニ(参照)—令一二、一八、規八1項2號

(参照法文)

●救護法施行規則

第八條　左ノ場合ニ於テハ居宅救護ヲ受クル被救護者ハ直ニ其ノ旨市町村長ニ届出ヅベシ

二　(前略)　又ハ資産若ハ收支ノ狀況ニ著シキ異動アリタルトキ

居宅被救護者資産(收支ノ狀況)異動届

一　居宅被救護者ノ氏名、居住地(又ハ現在地)

何府縣郡市町村番地

何　某

二　資産(收支ノ狀況)ノ減少(又ハ増加)

何々ノ事由ニ因リ資産ニ何程減少ヲ來シ(又ハ何々ノ事由ニ因リ收入何程増加シタリ)

右ノ通リ資産(又ハ收支ノ狀況)ニ著シキ異動有之候ニ付及届出候也

年　月　日

何府縣郡市町村番地

届出人　被救護者　何　某　㊞

何市(町)(村)長　何　某　殿

●(二〇) 居宅被救護者救護事由 消滅届

(設例)—居宅救護ノ被救護者カ救護ヲ受クベキ事由消滅シタルトキノ届出ニ(提出其他)—(一七)—ノ書式ニ同シニ(参照)—法一、二、規八1項3號

(参照法文)

●救護法

第八條　左ノ場合ニ於テハ居宅救護ヲ受クル被救護者ハ直ニ其ノ旨市町村長ニ届出ヅベシ

三　救護ヲ受クベキ事由消滅シタルトキ

居宅被救護事由消滅届

一　居宅被救護者ノ氏名、居住地(又ハ現在地)

何　某

二　被救護事由ノ消滅

扶養義務者家族何某被救護者ヲ扶養スルコトヲ得ルニ至リ救護ノ必要ナキニ因ル（又ハ何々）

右ノ通リ救護ヲ受クベキ事由消滅シタルニ付キ此旨及届出候也

年　月　日

届出人　被救護者　何　某㊞

何市(町)(村)長　何　某殿

◉(二一)　被救護者死亡届＝(其一)

＝居宅被救護者ノ死亡

(設例)―被救護者カ死亡シタルトキ同一世帯ニ在ル者ヨリ為スヘキ届出＝(提出)―市町村長＝(期間)―直ニ―書面一通＝(参照)―八2

(参照法文)

●救護法施行規則

第八條2　被救護者死亡シタルトキハ同一世帯ニ在ル者ハ直ニ其ノ旨市町村長ニ届出ヅベシ

被救護者死亡届

一　居宅被救護者ノ氏名、居住地（又ハ現在地）

二　被救護事由ノ消滅

扶養義務者家族何某被救護者ヲ扶養スルコトヲ得ルニ至リ救護ノ必要ナキニ因ル（又ハ何々）

右ノ通リ救護ヲ受クベキ事由消滅シタルニ付キ此旨及届出候也

年　月　日

届出人　被救護者　何　某㊞

何市(町)(村)長　何　某殿

◉(二一)　被救護者死亡届＝(其一)

＝居宅被救護者ノ死亡

(設例)―被救護者カ死亡シタルトキ同一世帯ニ在ル者ヨリ為スヘキ届出＝(提出)―市町村長＝(期間)―直ニ―書面一通＝(参照)―八2

(参照法文)

●救護法施行規則

第八條2　被救護者死亡シタルトキハ同一世帯ニ在ル者ハ直ニ其ノ旨市町村長ニ届出ヅベシ

被救護者死亡届

一　居宅被救護者ノ氏名、居住地（又ハ現在地）

何府縣郡市町村番地

何　某(甲)

二　死亡ノ年月日時

何年何月何日午前（後）何時死亡

右者死亡致候ニ付醫師ノ診斷書（又ハ檢案書）相添ヘ及届出候也

年　月　日

何府縣郡市町村番地

同一世帯者亡何某妻(又ハ何々)

何　某(乙)㊞

何市(町)(村)長　何　某殿

◉(二二)　被救護者死亡届＝(其二)

＝救護施設收容者ノ死亡

(設例)―被救護者ノ收容ノ委託ヲ受ケタル者カ被救護者ノ死亡シタルトキ為スヘキ死亡届＝(提出其他)―前號ノ書式ニ同シ＝(参照)―規一〇一項1號

(参照法文)

●救護法施行規則

第十條1項1號　左ノ場合ニ於テハ被救護者ノ收容ノ委託ヲ受ケタル者ハ直ニ其ノ旨市町村長ニ届出ヅベシ

二　死亡ノ年月日時

何年何月何日午前（後）何時死亡

右者死亡致候ニ付醫師ノ診斷書（又ハ檢案書）相添ヘ及届出候也

年　月　日

何府縣郡市町村番地

同一世帯者亡何某妻(又ハ何々)

何　某(乙)㊞

何市(町)(村)長　何　某殿

◉(二二)　被救護者死亡届＝(其二)

＝救護施設收容者ノ死亡

(設例)―被救護者ノ收容ノ委託ヲ受ケタル者カ被救護者ノ死亡シタルトキ為スヘキ死亡届＝(提出其他)―前號ノ書式ニ同シ＝(参照)―規一〇一項1號

(参照法文)

●救護法施行規則

第十條1項1號　左ノ場合ニ於テハ被救護者ノ收容ノ委託ヲ受ケタル者ハ直ニ其ノ旨市町村長ニ届出ヅベシ

二　被救護者救護法第二十九條各號ノ一ニ該當スト認メタルトキ

救護法第二十九條第二號ノ届

何市町村番地
何養老院(孤兒院、病院)
委託收容
被救護者　何　某

右者別紙調書記載ノ如ク救護ニ關スル檢診（又ハ調査）ヲ拒ミタルニ依リ及届出候也

年　月　日

何養老院(孤兒院、病院)
院長　何　某　㊞
何市(町)(村)長　何　某　殿

◉(二五)　救護法第二十九條第三號ノ届

(設例)―被救護者ノ收容ノ委託ヲ受ケタル者ニ於テ被救護者カ救護法第二十九條第三號ニ該當シ性行著シク不良ナルトキ又ハ著シク怠情ナルトキノ届出ヲ(提出其他)―(二三)ノ書式ニ同シ

(參照法文)

●救護法

第二十九條　救護ヲ受クル者左ニ揭ケル事由ノ一ニ該當スルトキハ市町村長ハ救護ヲ爲サザルコトヲ得

一　正當ノ理由ナクシテ救護ニ關スル檢診（又ハ調査）ヲ拒ミタルトキ

二　被救護者救護法第二十九條各號ノ一ニ該當スト認メタルトキ

三　性行著シク不良ナルトキ又ハ著シク怠情ナルトキ

●救護法施行規則

第十條1　左ノ場合ニ於テハ被救護者ノ收容ノ委託ヲ受ケタル者ハ直ニ其ノ旨市町村長ニ届出ヅベシ

二　被救護者救護法第二十九條各號ノ一ニ該當スト認メタルトキ

救護法第二十九條第三號ノ届

何市町村番地
何養老院(孤兒院、病院)
委託收容
被救護者　何　某

右者別紙記載ノ如ク性行著シク不良（又ハ著シク怠惰）ナルニ依リ此旨及届出候也

年　月　日

何養老院(孤兒院、病院)
院長　何　某　㊞
何市(町)(村)長　何　某　殿

◉(二六)　埋葬費支給申請書

(設例)―救護ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テ埋葬ヲ行ヒタル者ヨリ埋葬費ノ支給ヲ申請スルトキノ申請書ヲ(提出)―市町村長―埋葬費ノ額ヲ證スルニ足ル書類添附ヲ(參照)―(二七)

●救護法

第二十九條　救護ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テ被救護者カ救護法第二十九條第三號ニ該當シ性行著シク不良ナルトキ又ハ著シク怠情ナルトキノ届出ヲ(提出其他)―(二三)ノ書式ニ同シ

(參照法文)

●救護法

第二十九條　救護ヲ受クル者左ニ揭ケル事由ノ一ニ該當スルトキハ市町村長ハ救護ヲ爲サザルコトヲ得

一　正當ノ理由ナクシテ救護ニ關スル檢診（又ハ調査）ヲ拒ミタルトキ

二　被救護者救護法第二十九條各號ノ一ニ該當スト認メタルトキ

●救護法施行規則

第十條1　左ノ場合ニ於テハ被救護者ノ收容ノ委託ヲ受ケタル者ハ直ニ其ノ旨市町村長ニ届出ヅベシ

二　被救護者救護法第二十九條各號ノ一ニ該當スト認メタルトキ

救護法第二十九條第三號ノ届

何市町村番地
何養老院(孤兒院、病院)
委託收容
被救護者　何　某

右者別紙記載ノ如ク性行著シク不良（又ハ著シク怠惰）ナルニ依リ此旨及届出候也

年　月　日

何養老院(孤兒院、病院)
院長　何　某　㊞
何市(町)(村)長　何　某　殿

◉(二六)　埋葬費支給申請書

(設例)―救護ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テ埋葬ヲ行ヒタル者ヨリ埋葬費ノ支給ヲ申請スルトキノ申請書ヲ(提出)―市町村長―埋葬費ノ額ヲ證スルニ足ル書類添附ヲ(參照)―(二七)ノ書式ニ同シ

(參照法文)

●救護法

第二十九條　救護ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テハ市町村長ハ救護ヲ爲サザルコトヲ得

●救護法施行規則

第十二條　救護法第十七條第一項ノ規定ニ依ル埋葬費支給ノ申請書ニハ左記事項ヲ記載シ且埋葬費ノ額ヲ證スルニ足ル書類ヲ添附スベシ

一　死亡者ノ氏名
二　死亡及埋葬ノ年月日
三　埋葬費ノ額
四　死亡者ト申請者トノ續柄

埋葬費支給申請書

一　死亡者ノ氏名　何　某
二　死亡及埋葬ノ年月日　何年何月何日死亡　同年同月何日何々ニ埋葬
三　埋葬費ノ額　金何圓　添附書類ノ通リ
四　死亡者ト申請者トノ續柄　何々

右ノ通リ埋葬致候ニ付埋葬費支給相成度及申請候也

添附書類
救護法書式

一　何々　何程
一　何々　何程
一　何々　何程

年　月　日

何通
何通
何通

何府縣郡市町村番地
申請人　何　某　㊞
何市(町)(村)長　何　某　殿

◉(二七)　救護狀況ノ通知及意見具申書(其一)

(設例)―救護委員カ救護ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニ付市町村長ニ其狀況ヲ通知シ且ツ必要ナル救護ノ種類、程度若ハ方法又ハ救護ノ廢止、停止若ハ變更ニ關シ意見ヲ具申スルトキノ書面―書面一通(參照)―法四、五、今三乃至六

(參照法文)

●救護法

第四條　市町村ニ救護事務ノ爲委員ヲ設置スルコトヲ得

2　委員ハ名譽職トシ救護事務ニ關シ市町村長ヲ補助ス

●救護法施行令

第五條　委員ハ救護ニ關シ必要ナル調査ヲ爲スベシ

2　委員ハ救護ヲ受ケ又ハ受クベキ者ニ付市町村長ニ其ノ狀況ヲ通知シ且必要ナル救護ノ種類、程度若ハ方法又ハ救護ノ廢止、停止若ハ變更ニ關シ意見ヲ具申スルトキハ書面ヲ以テスベシ

(二七)

救護狀況ノ通知及意見具申書

一　救護狀況ノ通知

何市町村番地何某何男
居宅救護者　何　某
何歳

右幼者何某ニ對シ何年何月何日ヨリ本市町村ニ於テ居宅救護ヲ爲スコトト爲リ、其ノ母何某及家族何某ハ之ヲ哺育シツツアルモ、母何某ハ生計ノ必要上日傭人トシテ屋外ノ勞働ニ從事スル爲メ幼者ヲ携帶スルコト能ハス又母何某ノ出稼中哺育ニ從フ何某ハ何十歳以上ノ老年者ナルニ因リ哺育上遺憾ノ點少ナカラス

二　意見ノ具申

幼者何某ニ對シ母ニ於テ授乳スル必要アリト思料スルヲ以テ幼者何某ト併セ母何某ヲ救護スルコトハ幼者何某ノ哺育上必要ナルモノト信ス

右狀況通知及意見具申候也

年　月　日

何市町村番地
救護委員　何　某㊞

何市(町)(村)長　何　某殿

◉(二九)　救護狀況ノ通知及意見具申書

(其三)＝救護委員ヨリ―救護ノ廢止ヲ要スルトキ

(設例其他)―(二七)ノ書式ニ同ジ
(參照法文)―(二七)ノ法文參看

●救護法

第二十九條　救護ヲ受クル者左ニ揭グル事由ノ一ニ該當スルトキハ市町村長ハ救護ヲ爲サザルコトヲ得

三　性行著シク不良ナルトキ又ハ著シク怠情ナルトキ

救護狀況ノ通知及意見具申書

一　救護狀況ノ通知

何市町村番地無職
居宅救護者　何　某
六十七歳

右ハ何年何月何日當市町村長ヨリ老衰者ニシテ貧困ノ爲メ生活スルコト能ハサル者ト認メラレ同日ヨリ前記居宅ニ於テ生活扶助ヲ受クル者ナル所、當委員ノ狀況調査ニ赴キタル際常ニ不在勝ナルニ依リ何年何月何日午後何時頃同居人ニ就キ被救護者ノ出先ヲ聞キタルモ要領ヲ得サルヲ以テ、隣人何某ニ就キ被救護者ノ日常ノ行動ニ付知ル所ヲ訊ネタルニ被救護者ハ時々其ノ附近ナル同町何番地居酒屋何某方ニ到リ飲酒シテ亂醉スルノミナラス、同町何番地無職通稱何某方ニ於テ賭事ヲ爲スコトハ當長屋

◉(二八)　救護狀況ノ通知及意見具申書

(其二)＝救護委員ヨリ―救護ヲ要スルトキ

(設例其他)―前號ノ書式ニ同ジ
(參照法文)―前號ノ法文參看

救護狀況ノ通知及意見具申書

一　救護狀況ノ通知

何市町村番地無職
何　某
何歳

右ハ六十七歳ノ老衰者ナルモ扶養スヘキ者ナク鰥寡孤獨ナリ、且ツ無資産ナルニ因リ生活ニ窮迫シ、現在附近二三ノ慈善家ニ依リテ漸ク露命ヲ保チツツアリ

二　意見ノ具申

右何某ハ急速ニ之ヲ救護スル必要アリト認ム、而シテ何某ヲ何々養老院ニ收容シテ救護スルカ或ハ何々院ニ收容シ救護ヲ委託スルヲ適當ト信ス

右救護狀況通知及意見具申候也

何市町村番地
救護委員　何　某㊞

年　月　日

何市(町)(村)長　何　某殿

◉(三〇)　救護狀況ノ通知及意見具申書

(其四)＝救護委員ヨリ―救護ノ停止ヲ要スルトキ

(設例其他)―(二七)ノ書式ニ同ジ
(參照法文)―(二七)ノ法文參看

●救護法

第二十九條　救護ヲ受クル者左ニ揭グル事由ノ一ニ該當スルトキハ市町村長ハ救護ヲ爲サザルコトヲ得

(二九―三〇)

ニ住居スル者ノ均シク周知スル事實ナル由聽取シタルニ依リ當委員ハ直ニ右居酒屋何某方ニ至リタル所被救護者ハ亂醉シテ大言ヲ弄シ居リタリ、尙ホ居酒屋何某ニ就キ被救護者カ屢々來店シテ濫酒スル事實ヲ確メタリ、賭事ノ事實ハ其ノ後調査ヲ爲シタルモ未タ事實ノ眞否ヲ確信スル程度ニ達セス、然レトモ被救護者ノ日常ノ行爲ニ徵スルトキハ眞實ニ近カルヘシト信セラレ候

二　意見ノ具申

右被救護者ハ性行著シク不良ニシテ救護法第二十九條第三號ノ事由ニ該當スルヲ以テ救護ヲ廢止スルヲ相當ト思料ス

右被救護狀況通知及意見具申候也

何市町村番地何區
救護委員　何　某㊞

年　月　日

何市(町)(村)長　何　某殿

二　故ナク救護ニ關スル檢診又ハ調査ヲ拒ミタルトキ

救護狀況ノ通知及意見具申書

一　救護狀況ノ通知

何々施療病院
被救護者　何　某
何　歳

右ハ何年何月何日當市町村長ヨリ疾病ニ因リ勞務ヲ行フニ故障アリ貧困ノ爲メ生活スルコト能ハサル者ト認メラレ同日何々施療病院ニ收容ヲ委託シテ醫療及生活扶助ヲ受クル者ナル所、何年何月何日當委員カ狀況調査ニ赴キタル際、同病院主任醫師何某カ病症ノ經過ヲ診察セント爲シタルニ、被救護者ハ何等正當ノ理由ナク檢診ヲ拒ミテ應セサリシニ依リ、當委員ハ懇切ニ其ノ不心得ヲ諭シ檢診ヲ受ケシメント爲シタルモ遂ニ檢診ヲ拒ミテ診察ヲ爲サシメサルヲ以テ、其ノ後ニ於ケル病症ノ狀態ヲ知ルコト能ハス

二　意見ノ具申

右被救護者ノ行爲ハ救護法第二十九條第二號ノ事由ニ該當スルモノト認メラルルニ付被救護者ニ於テ柔直ニ醫師ノ檢診ヲ受クルニ至ル迄一時救護ヲ停止スルヲ適當ノ處置ナリト思料ス

右救護狀況通知及意見具申候也

年　月　日
何市町村番地何區
救護委員　何　某　㊞
何市(町)(村)長　何　某　殿

◉(三一)　救護狀況ノ通知及意見具申書

=(其五)=救護委員ヨリ—救護ノ變更ヲ要スルトキ

(設例其他)—(二七)ノ書式ニ同ジ
(參照法文)—(二七)ノ法文參看

●救護法

第十三條　市町村長居宅救護ヲ爲スコト能ハズ又ハ之ヲ適當ナラズト認ムルトキハ救護ヲ受クル者ヲ救護施設ニ收容シ若ハ收容ヲ委託シ又ハ私人ノ家庭若ハ適當ナル施設ニ收容ヲ委託スルコトヲ得

救護狀況ノ通知及意見具申書

一　救護狀況ノ通知

何市町村番地何某方
居宅救護者　何　某
九　歳

右ハ何年何月何日當市町村長ヨリ幼者ニシテ貧困ノ爲メ生活スルコト能ハサル者ト認メラレ同日ヨリ其ノ居宅ナル前記叔父何某方ニ於テ生活扶助ヲ受ケ何々小學校ヘ通學中ノモノナリ、然ルニ右叔父何某ハ素行不良ニシテ同長屋居住者一同ヨリ嫌忌セラレツヽアルノミナラス時々

被救護者ノ通學ヲ休マシメテ自用ヲ辨セシメ、被救護者カ强ヒテ通學スルトキハ歸宅後之ヲ虐待シテ食事ヲ與ヘサル等ノコトアル由、右ハ同小學校受持訓導何某ノ通知及ヒ被救護者ニ就キ調査シタル所ニ依リ眞實ナリト認メラル

二　意見ノ具申

前記ノ次第ナルニ因リ被救護者ヲ居宅救護スルコトハ甚タ不適當ナリト認ム、依テ被救護者ヲ何々孤兒院ニ收容委託シテ救護スルヲ最モ適當ナル方法ト信ス

右救護狀況通知及意見具申候也

何市町村番地何區
年　月　日
救護委員　何　某　㊞
何市(町)(村)長　何　某　殿

◉(三二)　救護ニ關スル調査報告書

=(其一)=救護委員ヨリ—市町村長ニ對シ—居住地又ハ現住地ノ異動ニ付キ

(設例)—救護委員カ居宅救護ヲ受クル被救護者ノ居住地又ハ現在地ニ異動アリタルコトヲ知リタルトキノ報告=(參照)—法四、令五、規八

(參照法文)

●救護法施行令

第五條　委員ハ救護ニ關シ必要ナル調査ヲ爲スベシ

2 委員ハ救護ヲ受ケ又ハ受クベキ者ニ付市町村長ニ其ノ狀況ヲ通知シ且必要ナル救護ノ種類、程度若ハ方法又ハ救護ノ廢止、停止若ハ變更ニ關シ意見ヲ具申スベシ

救護ニ關スル調査報告書

何年何月何日當委員カ左記居宅救護者何某ニ就キ救護狀況ノ調査ヲ爲シタル所、居住地(又ハ現在地)ニ異動アリタルコト判明シタルニ付報告スルコト左ノ如シ

何市町村番地
被救護者　何　某

一　異動前ノ居住地(又ハ現在地)
何府縣郡市町村番地

二　異動後ノ居住地(又ハ現在地)
何府縣郡市町村番地

三　異動ノ年月日
何年何月何日

右及報告候也

何市町村番地
年　月　日
救護委員　何　某　㊞
何市(町)(村)長　何　某　殿

◉(三三)　救護ニ關スル調査報告書

=(其二)=救護委員ヨリ—市町村長ニ對シ—世帶構成ニ異動アリタルトキ

(設例)—救護委員カ居宅救護ヲ受クル被救護者ノ世帶ノ構成ニ異動アリタルコトヲ知リタルトキノ報告=(參照)—法四、

令五、規八
（參照法文）―前號ノ法文參看

救護ニ關スル調査報告書

何年何月何日當委員カ左記居宅救護者何某ニ就キ救護狀況ノ調査ヲ爲シタル所、世帶ノ構成ニ異動アリタルコトヲ判明シタルニ依リ報告スルコト左ノ如シ

何市町村番地
被救護者
世帶主　何　某
何　歳

一　世帶構成ノ異動
　世帶ニ屬スル者　右何某二男　何　某
　右何年何月何日出生（又ハ死亡、其他何々）
二　世帶構成異動ノ年月日　何年何月何日
右及報告候也

何市町村番地
年　月　日　救護委員　何　某㊞
何市（町）（村）長　何　某殿

◉（三四）救護ニ關スル調査報告書

（其三）＝救護委員ヨリ市町村長ニ對シ―資產若ハ收支ノ異動アリタルトキ
（設例）―救護委員カ居宅救護者ノ資產若ハ收支ノ狀況ニ著シク異動アリタルコトヲ知リタルトキノ報告＝（參照）―法四、令五、規八

救護ニ關スル調査報告書

何年何月何日當委員カ左記居宅救護者何某ニ就キ救護狀況ノ調査ヲ爲シタル所、資產（又ハ收支ノ狀況）ニ著シキ異動アリタルコトヲ知リタルニ依リ報告スルコト左ノ如シ

何市町村番地
被救護者　何　某
何　歳

一　資產ノ減少（又ハ增加）
　何年何月何日ヨリ何々ノ事由ニ因リ資產ニ何程ノ減少ヲ來セリ（又ハ增加シタリ）
二　收支ノ狀況
　何年何月何日ヨリ何々ノ事由ニ因リ收入何程ヲ增加シタリ（又ハ減少ヲ來セリ）
右及報告候也

何市町村番地
年　月　日　救護委員　何　某㊞
何市（町）（村）長　何　某殿

◉（三五）救護ニ關スル調査報告書

（其四）＝救護委員ヨリ市町村長ニ對シ―救護事由ノ消滅シタルトキ
（設例）―救護委員カ居宅救護者ノ救護ヲ受クヘキ事由ノ消滅シタルコトヲ知リタルトキノ報告＝（參照）―法四、令五、規八

救護ニ關スル調査報告書

何年何月何日當委員カ左記居宅救護者何某ニ就キ救護狀況ノ調査ヲ爲シタル所、同人死亡セシニ因リ報告スルコト左ノ如シ

何市町村番地
被救護者　何　某

一　死亡ノ年月日時
　何年何月何日午前（後）何時死亡
二　診斷（又ハ檢案）ノ年月日時
　何年何月何日午前（後）何時醫師何某診斷（檢案）
右及報告候也

何市町村番地
年　月　日　救護委員　何　某㊞
何市（町）（村）長　何　某殿

◉（三六）救護ニ關スル調査報告書

（其五）＝救護委員ヨリ市町村長ニ對シ―被救護者死亡シタルトキ
（設例）―救護委員カ被救護者ノ死亡シタルコトヲ知リタルトキノ報告＝（參照）―法四、令五、規八
（參照法文）―（三二）ノ法文參看

救護ニ關スル調査報告書

何年何月何日當委員カ左記居宅救護者何某ニ就キ救護狀況ノ調査ヲ爲シタル所、救護スヘキ事由ノ消滅シタルコトヲ知リタルニ依リ報告スルコト左ノ如シ

何市町村番地
被救護者　何　某

右ハ何年何月何日疾病全癒シテ健康ヲ恢復シ且ツ勞務ニ從事スルコトヲ得ルニ至リタリ（又ハ扶養義務者家族何某ニ於テ被救護者ヲ扶養シ得ルニ至リタリ）
右及報告候也

何市町村番地
年　月　日　救護委員　何　某㊞
何市（町）（村）長　何　某殿

◉（三七）救護費用徵收命令書

（設例）―救護ヲ受クル者資力アルニ拘ラス救護ヲ爲シタルトキハ其ノ救護費用ヲ負擔シタル市町村又ハ道府縣カ其ノ者ヨリ救護費用ノ全部又ハ一部ヲ徵收スルトキノ徵收命令書＝計算書添付＝（參照）―法二六、規一三

（參照法文）

●救護法

第二十六條　救護ヲ受クル者資力アルニ拘ラズ救護ヲ爲シタルトキハ救護ニ要スル費用ヲ負擔シタル市町村又ハ道府縣ハ其ノ者ヨリ其ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ徵收

スルコトヲ得

●救護法施行規則

第十三條　道府縣又ハ市町村救護ノ費用ヲ徴收シ又ハ其ノ償還ヲ命ズル場合ニ於テハ其ノ費用ノ計算書ヲ添ヘ納付スベキ金額及其ノ期限ヲ指定スベシ

救護費用徴收命令書

何府縣郡市町村番地

何　某

右ハ何年何月何日ヨリ何年何月何日迄何ケ月間（又ハ何年間）何市町村ニ於テ生活扶助（又ハ醫療、助産、生業扶助）ヲ爲シタル所、該救護ハ救護法第二十六條ニ該當スルコト判明シタリ、而シテ其ノ救護ニ要シタル左記金額ハ當道府縣（又ハ市町村）ノ負擔ナルヲ以テ左記金額何年何月何日限リ當道府縣會計課（又ハ當市町村收入役）ヘ納付スヘシ

一金何圓也　別紙費用計算書ノ通リ

年　月　日　府縣知事（又ハ道長官）何　某　㊞

何府縣郡市町村番地

何　某　殿

◉（三八）救護費用償還命令書

（設例）―救護ヲ受ケタル者救護費用ノ辨償ヲ爲スル資力アルニ至リタルトキ救護費用ヲ負擔シタル市町村又ハ道府縣カ法定ノ期間内ニ救護費用ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ命スルトキノ救護費用償還命令書＝計算書添附＝（參照）＝法二七、

（三八）　二二

規一三

（參照法文）

●救護法

第二十七條　救護ヲ受ケタル者救護ニ要シタル費用ノ辨償ヲ爲スノ資力アルニ至リタルトキハ救護ノ費用ヲ負擔シタル市町村又ハ道府縣ハ救護ヲ廢止シタル日ヨリ五年以内ニ其ノ費用ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ命ズルコトヲ得

●救護法施行規則

第十三條　道府縣又ハ市町村救護ノ費用ヲ徴收シ又ハ其ノ償還ヲ命ズル場合ニ於テハ其ノ費用ノ計算書ヲ添ヘ納付スベキ金額及其ノ期限ヲ指定スベシ

救護費用償還命令書

何府縣郡市町村番地

何　某

右ハ何年何月何日ヨリ何年何月何日迄何日間（又ハ何ケ月間）何市町村ニ於テ生活扶助（又ハ醫療、助産）ヲ爲シタル處、現在ニ於テハ該救護ニ要シタル費用ノ辨償ヲ爲シ得ル資力アルニ至リタルモノト認ム、而シテ該救護費用ハ當市町村（又ハ當道府縣）ノ負擔ナルヲ以テ救護法第二十七條ノ規定ニ基キ左記救護費用何年何月何日限リ當市町村收入役（又ハ當廳會計課）ヘ納付スヘシ

一金何圓也　別紙費用計算書ノ通リ

年　月　日　何市（町）（村）長　何　某　㊞

何　某　殿

◉（三九）報告書＝（其一）＝私人ノ救護施設ヨリ

―地方長官ニ對シ

（設例）―私人ノ救護施設カ地方長官ヨリ救護施設ニ付必要ナル報告ヲ徴セラレタル場合ニ爲スヘキ報告書＝（參照）―法三〇、法七二、規五

（參照法文）

●救護法

第三十條　第七條第二項ノ規定ニ依リ設置シタル救護施設ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ地方長官ハ同項ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第七條2　私人救護施設ヲ設置セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

●救護法施行規則

第五條　地方長官ハ救護施設ニ付必要ナル報告ヲ徴シ又ハ設備、事業若ハ會計ノ狀況ヲ調査スルコトヲ得

報告書

何郡市町村番地

何養老院

何年何月何日附ヲ以テ御指命相成候事項左記ノ通リニ有之候

自何年何月何日至何年何月何日

一　收容救護總人員　何　人

內　死亡者　何　人

救護法書式

現在收容救護人員　何　人

內　男何人　女何人

二　生活扶助ヲ受クル人員　何　人

內　男何人　女何人

三　生活扶助竝ニ醫療ヲ受クル人員　何　人

內　男何人　女何人

四　作業從事人員　何　人

內　男何人　女何人

五　救護ノ廢止、停止、變更ヲ受ケタル人員　何　人

廢止　何人　內　男何人　女何人

停止　何人　內　男何人　女何人

變更　何人　內　男何人　女何人

六　最年長者　八十歲　最年少者　六十八歲

七　食物及ヒ其ノ數量

朝　何々　何々　晝　何々　何々　夕　何々　何々

但獻立ハ每日異ナル

右及報告候也

右何養老院

代表者　何　某　㊞

年　月　日

何府縣知事　何　某　殿

◉(四〇)報告書ニ(其二)ニ私人ノ救護施設ニ委託シ又ハ収容シタル者ノ報告書

（委託市町村長ニ對シ）

（備例）―私人ノ救護施設又ハ収容ノ委託ヲ受ケタルカ委託市町村長ヨリ受託収容救護者ニ就キ必要ナル報告ヲ徴セラレタルトキノ報告書ニ（參照）―法三〇、七二、規九

（參照法文）―前號ノ法文參看

●救護法施行規則

第九條　市町村長ハ被救護者ノ収容ノ委託ヲ受ケタル者ニ就キ必要ナル報告ヲ徴シ、説明ヲ求メ又ハ状況ヲ視察スルコトヲ得

報告書

何市町村番地

何孤兒院

何年何月何日附ヲ以テ當院ニ對シ報告ヲ徴セラレ候委託収容救護者何某及同何某ノ救護状況左記ノ通リニ有之

何某

何歳

右何某ハ何年何月何日當院ニ收容救護以來別紙健康診斷書記載ノ通リ頓ニ健康ヲ恢復スルニ至リタルヲ以テ何年何月何日ヨリ午前何時ニ起床セシメ約三十分間他ノ收容兒童ト共ニ屋外ニ於テ適宜運動ヲ爲サシメ午前八時ヨリ當院内學堂ニ於テ小學教育ヲ授ケツヽアリ、而シテ同人ハ學業優秀ナルモ病後ノ爲メカ行動活潑ヲ缺クヲ以テ適當ノ運動ヲ爲サシムルコトニ注意ヲ怠ラス、健康ノ狀況ハ別紙健康診斷書記載ノ如クナルニ依リ省略致候、以上ノ外特ニ報告スヘキ事項無之候

何某

何歳

右ハ何年何月何日當院ニ收容救護以來健康頗ル良好ナルモ學業劣等ナルノミナラス、資性粗暴ニシテ他ノ收容兒童ノ學業ヲ妨ケ又ハ暴行ヲ加フルコトアルニ因リ、其ノ都度院長ニ於テ懇切ナル戒告ヲ與ヘツツアルモ未タ其ノ效果ノ顯著ナラサルコトヲ遺憾トス、然レトモ是レ無邪氣ナル一種ノ遊戲心ヨリ出ツルモノト認メラルルヲ以テ漸次矯正シ得ル域ニ到ルヘシト信ス、依テ此際感化院等ニ收容ヲ委託スルトキハ却テ同人ノ心裡ニ惡印象ヲ與ヘ資性ヲ一層粗暴ナラシムル虞レナシトセサルニ因リ、此ノ點ニ關シテハ愼重ナル御考慮ヲ要スルモノト認ム、健康ノ狀況ハ別紙健康診斷書記載ノ通リナルヲ以ヲ省略致候

右及報告候也

何孤兒院

年月日

院長何某印

何市(町)(村)長何某殿

救護法令正文

◉救護法

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル救護法ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

法律第三十九號（昭和四年四月一日）

救護法

第一章　被救護者

第一條　左ニ揭グル者貧困ノ爲生活スルコト能ハザルトキハ本法ニ依リ之ヲ救護ス

一　六十五歳以上ノ老衰者

二　十三歳以下ノ幼者

三　妊産婦

四　不具廢疾、疾病、傷痍其ノ他精神又ハ身體ノ障碍ニ因リ勞務ヲ行フニ故障アル者

2前項第三號ノ妊産婦ヲ救護スヘキ期間竝ニ同項第四號ニ揭グル事由ノ範圍及程度ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條　前條ノ規定ニ依リ救護ヲ受クヘキ者ノ扶養義務者扶養ヲ爲スコトヲ得ルトキハ之ヲ救護セズ但シ急迫ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第二章　救護機關

第三條　救護ハ救護ヲ受クヘキ者ノ居住地ノ市町村長、其ノ居住地ナキトキ又ハ居住地分明ナラザルトキハ其ノ現在地ノ市町村長之ヲ行フ

第四條　市町村ニ救護事務ノ爲委員ヲ設置スルコトヲ得

2委員ハ名譽職トシ救護事務ニ關シ市町村長ヲ補助ス

第五條　委員ノ選任、解任、職務執行其ノ他委員ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章　救護施設

第六條　本法ニ於テ救護施設ト稱スルハ養老院、孤兒院、病院其ノ他ノ本法ニ依ル救護ヲ目的トスル施設ヲ謂フ

第七條　市町村救護施設ヲ設置セントスルトキハ其ノ設備ニ付地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

2私人救護施設ヲ設置セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第八條　前條第二項ノ規定ニ依リ設置シタル救護施設ハ市町村長ガ救護ノ爲行フ委託ヲ拒ムコトヲ得ズ

第九條　本法ニ定ムルモノノ外救護施設ノ設置、管理、廢止其ノ他救護施設ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四章　救護ノ種類及方法

第十條　救護ノ種類左ノ如シ

一　生活扶助

二　醫療

三　助産

四　生業扶助

2前項各號ノ救護ノ範圍、程度及方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條　救護ハ救護ヲ受クル者ノ居宅ニ於テ之ヲ行フ

第十二條　妨者居宅救護ヲ受クヘキ場合ニ於テ市町村長其ノ補育上必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ妨者ト併セ其ノ母ノ救護ヲ爲スコトヲ得

第十三條　市町村長居宅救護ヲ爲スコト能ハズ又ハ之ヲ適當ナラズト認ムルトキハ救護ヲ受クル者ヲ救護施設ニ收容シ若ハ收容ヲ委託シ又ハ私人ノ家庭若ハ適當ナル施設ニ收容ヲ委託スルコトヲ得

第十四條　市町村長ハ救護ヲ受クル者ノ親權者又ハ後見人ガ適當ニ其ノ權利ヲ行ハザル場合ニ於テハ其ノ異議アルトキト雖モ前條ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十五條　救護施設ノ長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ施設ニ收容セラレタル者ニ對シ適當ナル作業ヲ課スルコトヲ得

第十六條　第十三條ノ規定ニ依リ收容セラレ又ハ收容ヲ委託セラレタル未成年者ニ付親權者及後見人ノ職務ヲ行フ者ナキトキハ市町村長又ハ其ノ指定シタル者勅令ノ定ムル所ニ依リ後見人ノ職務ヲ行フ

第十七條　救護ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬費ヲ給スルコトヲ得

2 前項ノ場合ニ於テ埋葬ヲ行フ者ナキトキハ救護ヲ爲シタル市町村長ニ於テ埋葬ヲ行フベシ

第五章　救護費

第十八條　救護ヲ受クル者同一市町村ニ一年以上引續キ居住スル者ナルトキハ救護ニ要スル費用ハ其ノ居住地ノ市町村ノ負擔トス

第十九條　救護ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スル者ナルトキハ其ノ居住地ノ市町村ノ負擔トス

一　夫婦ノ一方居住一年以上ナルトキ同居ノ他ノ一方

二　父母其ノ他ノ直系尊屬居住一年以上ナルトキ同居ノ子其ノ他ノ直系卑屬

三　子其ノ他ノ直系卑屬居住一年以上ナルトキ同居ノ父母其ノ他ノ直系尊屬

第二十條　前二條ニ規定スル期間ノ計算ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十一條　救護ニ要スル費用ガ前三條ノ規定ニ依リ市町村ノ負擔ニ屬セザル場合ニ於テハ其ノ費用ハ救護ヲ受クル者ノ居住地ノ道府縣、其ノ居住地ナキトキ又ハ居住地分明ナラザルトキハ其ノ現在地ノ道府縣ノ負擔トス

第二十二條　第十七條ノ規定ニ依ル埋葬ニ要スル費用ノ負擔ニ關シテハ前四條ノ規定ヲ準用ス

第二十三條　委員ニ關スル費用ハ市町村ノ負擔トス

第二十四條　第二十一條及第二十二條ノ規定ニ依リ道府縣ノ負擔スル費用ハ救護ヲ爲シタル地ノ市町村ニ於テ一時之ヲ繰替支辨スベシ

第二十五條　國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ左ノ諸費ニ對シ其ノ二分ノ一以內ヲ補助ス

一　第十八條乃至第二十三條ノ規定ニ依リ市町村ノ負擔シタル費用

二　道府縣ノ設置シタル救護施設及第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

三　第七條第二項ノ規定ニ依リ私人ノ設置シタル救護施設ノ設備ニ要スル費用

2 道府縣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ左ノ諸費ニ對シ其ノ四分ノ一ヲ補助スベシ

一　第十八條乃至第二十條、第二十二條及第二十三條ノ規定ニ依リ市町村ノ負擔シタル費用

二　第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

三　第七條第二項ノ規定ニ依リ私人ノ設置シタル救護施設ノ設備ニ要スル費用

第二十六條　救護ヲ受クル者資力アルニ拘ラズ救護ヲ爲シタルトキハ救護ニ要スル費用ヲ負擔シタル市町村又ハ道府縣ハ其ノ者ヨリ其ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得

第二十七條　救護ヲ受ケタル者救護ニ要シタル費用ノ辨償ヲ爲スノ資力アルニ至リタルトキハ救護ノ費用ヲ負擔シタル市町村又ハ道府縣ハ救護ヲ廢止シタル日ヨリ五年以內ニ其ノ費用ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ命ズルコトヲ得

第二十八條　救護ヲ受クル者死亡シタルトキハ市町村長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ遺留ノ金錢ヲ以テ救護及埋葬ニ要スル費用ニ充當シ仍足ラザルトキハ遺留ノ物品ヲ賣却シテ之ニ充當スルコトヲ得

第六章　雜則

第二十九條　救護ヲ受クル者左ニ揭グル事由ノ一ニ該當スルトキハ市町村長ハ救護ヲ爲サザルコトヲ得

一　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ市町村長又ハ救護施設ノ長ノ爲シタル處分ニ從ハザルトキ

二　故ナク救護ニ關スル檢診又ハ調査ヲ拒ミタルトキ

三　性行著シク不良ナルトキ又ハ著シク怠惰ナルトキ

第三十條　第七條第二項ノ規定ニ依リ設置シタル救護施設ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ地方長官ハ同項ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第三十一條　道府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ左ニ揭グル土地建物ニ對シテハ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ズ但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者ニ對シテハ此ノ限リニ在ラズ

一　主トシテ救護施設ノ用ニ供スル建物

二　前號ニ揭グル建物ノ敷地其ノ他主トシテ救護施設ノ用ニ供スル土地

第三十二條　詐僞其ノ他ノ不正ノ手段ニ依リ救護ヲ受ケ又ハ受ケシメタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條　本法中町村ニ關スル規定ハ町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

附則

1 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和六年八月十日勅令第二百十號ヲ以テ同七年一月一日ヨリ施行）

2 左ノ法令ハ之ヲ廢止ス

明治四年太政官達第三百號
明治六年太政官布告第七十九號
明治六年太政官布告第百三十八號
明治七年太政官達第百六十二號恤救規則

◉救護法施行令

脫救護法施行令ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

勅令第二百十一號（昭和六年八月十日）

救護法施行令

第一章　被救護者

第一條　救護法第一條第一項第三號ノ妊產婦ヲ救護スベキ期間ハ分娩ノ日前七日以內、分娩ノ日以後二十一日以內トス

2 分娩ノ日ガ其ノ豫定日ヨリ後レタルトキハ前項ノ分娩ノ日前ノ期間ヲ七日以內延長スルコトヲ得

第二條　救護法第一條第一項第四號ニ揭グル事由ノ範圍及程度左ノ如シ

一　不具廢疾ニシテ常ニ介護ヲ要スルモノ又ハ自用ヲ辨ズルニ過ギザルモノ

二　疾病又ハ傷痍ニシテ就床ヲ要シ又ハ長キニ亙リ安靜ヲ要スルモノ

三　精神耗弱又ハ身體虛弱ノ著シキモノ

第二章　委員

第三條　救護法第四條ノ委員ヲ設置スル市町村及委員ノ定數ハ地方長官市町村長ノ意見ヲ徵シ之ヲ定ム

第四條　委員ハ地方長官之ヲ選任又ハ解任ス

2 委員ノ任期ハ四年トス但シ特別ノ事由アルトキハ任期中ト雖モ

之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第五條　委員ハ救護ニ關シ必要ナル調査ヲ爲スベシ

2委員ハ救護ヲ受ケ又ハ受クベキ者ニ付市町村長ニ其ノ狀況ヲ通知シ且必要ナル救護ノ種類、程度若ハ方法又ハ救護ノ廢止、停止若ハ變更ニ關シ意見ヲ具申スベシ

第六條　內務大臣ノ指定スル市ニ在リテハ第三條及第四條第一項ノ規定ニ依リ地方長官ノ職權ニ屬スル事項ハ市長之ヲ行フ

第三章　救護ノ種類、程度及方法

第七條　生活扶助ハ金錢又ハ物品ノ給與ニ依リ之ヲ行フ

第八條　生活扶助ノ爲給與スル金錢又ハ物品ハ一月分以內ヲ限リ之ヲ前渡スルコトヲ得

2救護ノ廢止、停止又ハ變更ノ場合ニ於テ被救護者已ムヲ得ザル事由ニ因リ前渡シタル金錢又ハ物品ヲ費消シ又ハ喪失シ且返還ノ資力ナキトキハ之ヲ返還セシメザルコトヲ得

3救護ノ廢止、停止又ハ變更ノ場合ニ於テ前渡シタル金錢又ハ物品中返還セシムベキモノニ付テハ之ニ相當スル額ヲ後ニ給與スベキモノヨリ減ズルコトヲ得

第九條　醫療ハ救護施設又ハ市町村長ノ指定シタル醫師若ハ齒科醫師ニ就キ之ヲ受ケシム醫師又ハ齒科醫師處方箋ヲ交付シタルトキハ市町村長ノ指定シタル藥劑師ニ就キ藥劑ヲ受ケシム

第十條　助產ハ救護施設又ハ市町村長ノ指定シタル醫師若ハ產婆ニ就キ之ヲ受ケシム

第十一條　救護ヲ受ケ又ハ受クベキ者急迫ノ事情アルトキハ市町村長ノ指定セザル醫師、齒科醫師又ハ產婆ニ就キ醫療又ハ助產ヲ受クルコトヲ得

第十二條　生業扶助ハ生業ニ必要ナル資金、器具又ハ資料ノ給與又ハ貸與ニ依リ之ヲ行フ

第十三條　救護法第十一條ノ規定ニ依ル居宅救護ノ場合ニ於テ生活扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ一人一日二十五錢以內、一畳一日一圓以內ニ於テ地方長官之ヲ定ム

第十四條　居宅救護ノ場合ニ於テ醫療ノ爲支出スル費用ノ限度ハ內務大臣ノ認可ヲ受ケ又ハ受クベキ者ニ付市町村長ニ其ノ狀況ヲ通知シ且必要ナル救護ノ種類、程度若ハ方法又ハ救護ノ廢止、停止若ハ變更ニ關シ意見ヲ具申スベシ

第十五條　居宅救護ノ場合ニ於テ助產ノ爲支出スル費用ノ限度ハ十圓以內ニ於テ地方長官之ヲ定ム

第十六條　救護法第十三條ノ規定ニ依ル收容救護ノ場合ニ於テ生活扶助、醫療又ハ助產ノ爲支出スル費用ノ限度ハ內務大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定ム

第十七條　第十一條ノ場合ニ於テハ前三條ノ規定ニ拘ラズ其ノ實費ヲ支出スルコトヲ得

第十八條　生業扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ一人ニ付三十圓以內ニ於テ地方長官之ヲ定ム

第十九條　救護ノ爲被救護者ノ移送ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ實費ヲ支出スルコトヲ得

第二十條　埋葬ノ爲支出スル費用ノ限度ハ十圓以內ニ於テ地方長官之ヲ定ム

第二十一條　特別ノ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ內務大臣ノ認可ヲ受ケ第十三條、第十五條、第十八條又ハ前條ニ規定スル制限ヲ超過シ生活扶助、助產、生業扶助又ハ埋葬ノ爲支出スル費用ノ限度ヲ定ムルコトヲ得

第二十二條　救護法第十二條ノ規定ニ依リ母ノ救護ヲ爲スハ其ノ子一歲以下ナル場合ニ限ル

第二十三條　救護法第十六條ノ規定ニ依リ市町村長又ハ其ノ指定シタル者後見人ノ職務ヲ行フ場合ニ於テハ後見監督人及親族會ニ屬スル職務權限ハ其ノ市町村長ニ屬ス

第四章　雜則

第二十四條　救護法第十八條乃至第二十三條ノ規定ニ依リ市町村又ハ道府縣ノ負擔シタル費用ニ對スル國庫補助ハ各年度ニ於テ市町村又ハ道府縣ノ救護及埋葬ニ要シタル費用竝ニ委員ニ關シ支出シタル費用ヨリ其ノ年度ニ於テ救護法第二十六條乃至第二十八條ノ規定ニ依リ徵收シ、償還セシメ又ハ充當シタル金額及其ノ費用ニ充ツベキ寄附金其ノ他ノ收入ヲ控除シタル精算額ニ對シ補助ス

2前項ノ規定ニ依リ控除スベキ金額ガ其ノ年度ニ於ケル救護及埋葬ニ要シタル費用竝ニ委員ニ關シ支出シタル費用ノ額ヲ超過シタル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ後年度ニ於ケル支出額ヨリ之ヲ控除ス

第二十五條　道府縣ノ設置シタル救護施設及救護法第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用ニ對スル國庫補助ハ左ニ揭グル費用ヨリ其ノ費用ニ充ツベキ寄附金其ノ他ノ收入ヲ控除シタル精算額ニ對シ補助ス

一　救護施設ノ創設費、擴張費及之ニ伴フ初度調辨費

二　事務費

2救護施設ニシテ他ノ目的ニ利用シ得ベキ場合ニ於テハ前項ノ精算額ハ救護ノ爲利用セラルベキ程度ヲ標準トシテ之ヲ定ム

第二十六條　救護法第七條第二項ノ規定ニ依リ私人ノ設置シタル救護施設ノ設備ニ要スル費用ニ對スル國庫補助ハ前條第一項第一號ニ揭グル費用ヨリ其ノ費用ニ充ツベキ寄附金其ノ他ノ收入ヲ控除シタル精算額ニ對シ補助ス

2前項ノ精算額ニ付テハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス

第二十七條　第二十四條乃至前條ノ規定ハ道府縣ノ補助ニ付之ヲ準用ス

第二十八條　救護法第二十五條ノ規定ニ依ル國庫及道府縣ノ補助金ハ第二十四條乃至前條ノ場合ニ於ケル控除額ニ之ヲ算入セズ

第二十九條　第二十四條乃至前條ノ規定ニ依リ交付シタル國庫及道府縣ノ補助金ハ左ニ揭グル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトヲ得

一　救護施設ガ救護法若ハ救護法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ

二　救護施設ノ事業ノ全部若ハ一部ヲ廢止シ又ハ當初認定シタル目的以外ノ用途ニ利用スルニ至リタルトキ

三　補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

四　詐僞ノ手段ヲ以テ補助金ノ交付ヲ受ケタルトキ

第三十條　被救護者收容救護ヲ受クルニ至リタルトキハ救護法第十八條及第十九條ノ期間計算ニ付テハ收容ノ期間ハ收容ノ際ノ居住地ニ於ケル居住ノ期間トス

第五章　雜則

第三十一條　本令中町村ニ關スル規定ハ町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

第三十二條　救護法施行ノ際國、道府縣又ハ市町村ノ費用ニ依リ收容救護ヲ受クル者ニシテ救護法ニ依リ救護スベキモノニ關スル救護法第十八條及第十九條ノ期間計算ニ付テハ收容ノ期間ハ收容ノ際ノ居住地ニ於ケル居住ノ期間トス

附　則

本令ハ救護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和七年一月一日ヨリ施行）

◉救護法施行規則

內務省令第二十號（昭和六年八月十一日）

救護法施行規則左ノ通リ定ム

救護法施行規則

第一條　救護法第七條ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ左ニ揭グル事項ヲ記載スベシ

一　名稱、種類及位置

二　建物其ノ他設備ノ規模、構造

三　事業經營ノ方法及收支豫算

四　事業開始ノ豫定日

五　設備ニ要スル經費

2 救護法第七條第二項ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ

一　設置者ノ履歴及資産狀況

二　法人又ハ團體ニ在リテハ定款、寄附行爲其ノ他ノ約款

第二條　救護施設ヲ設置シタル者ハ其ノ事業開始ノ後直ニ其ノ旨地方長官ニ屆出ヅベシ

第三條　救護施設ヲ設置シタル者其ノ管理規則ヲ設ケタルトキハ之ヲ地方長官ニ屆出ヅベシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第四條　救護施設ヲ設置シタル者之ヲ廢止セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

一　廢止ノ事由

二　被救護者ノ處置

三　財産ノ處分

第五條　地方長官ハ救護施設ニ付必要ナル報告ヲ徵シ又ハ設備、事業若ハ會計ノ狀況ヲ調査スルコトヲ得

第六條　救護法第十五條ノ規定ニ依リ救護施設ノ長ガ作業ヲ課セントスルトキハ豫メ作業ノ計畫ヲ定メ地方長官ニ屆出ヅベシ

第七條　救護ノ申請ハ左ノ事項ヲ具シ本人又ハ親族其ノ他ノ緣故者ヨリ之ヲ爲スベシ

一　救護ヲ受クベキ者ノ氏名、生年月日

二　居住地及居住期間又ハ現在地

三　救護ヲ受クベキ事由

2 市町村長必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依ル申請ナキ場合ト雖モ救護ヲ行フベシ

第八條　左ノ場合ニ於テハ居宅救護ヲ受クル被救護者ハ直ニ其ノ旨市町村長ニ屆出ヅベシ

一　居住地又ハ現在地ニ異動アリタルトキ

二　世帶ノ構成ニ異動アリタルトキ又ハ資産若ハ收支ノ狀況ニ著シク異動アリタルトキ

三　救護ヲ受クベキ事由消滅シタルトキ

2 被救護者死亡シタルトキハ同一世帶ニ在ル者ハ直ニ其ノ旨市町村長ニ屆出ヅベシ

第九條　市町村長ハ被救護者ノ收容ノ委託ヲ受ケタル者ニ就キ必要ナル報告ヲ徵シ、說明ヲ求メ又ハ狀況ヲ視察スルコトヲ得

第十條　左ノ場合ニ於テハ被救護者ノ收容ノ委託ヲ受ケタル者ハ直ニ其ノ旨市町村長ニ屆出ヅベシ

一　被救護者死亡シタルトキ

二　被救護者救護法第二十九條各號ノ一ニ該當スト認メタルトキ

三　前二號ニ揭グル場合ノ外救護ノ廢止、停止又ハ變更ヲ要スト認メタルトキ

第十一條　市町村長ハ其ノ指定シタル醫師、齒科醫師、藥劑師又ハ産婆ニ就キ醫療又ハ助産ニ關シ帳簿書類ヲ調査シ、必要ナル報告ヲ徵シ又ハ說明ヲ求ムルコトヲ得

第十二條　救護法第十七條第一項ノ規定ニ依ル埋葬費支給ノ申請書ニハ左記事項ヲ記載シ且埋葬費ノ額ヲ證スルニ足ル書類ヲ添附スベシ

一　死亡者ノ氏名

二　死亡及埋葬ノ年月日

三　埋葬費ノ額

四　死亡者ト申請者トノ續柄

第十三條　道府縣又ハ市町村救護ノ費用ヲ徵收シ又ハ其ノ償還ヲ命ズル場合ニ於テハ其ノ費用ノ計算書ヲ添ヘ納付スベキ金額及其ノ期限ヲ指定スベシ

第十四條　救護法第二十八條ノ規定ニ依リ市町村長遺留物品ヲ賣却スル場合ニ於テハ之ヲ競爭入札ニ付スベシ

2 有價證券及見積價格十圓未滿ノ物品ハ競爭入札ニ付セズシテ賣却スルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ競爭入札ニ付スルモ落札者ナカリシトキ亦同ジ

第十五條　本令中町村ニ關スル規定ハ町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

附則

本令ハ救護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和七年一月一日ヨリ施行）

附錄

改正　軍事救護法　正文

●軍事救護法

（大正六年七月二十日法律第一號）

改正　昭和六年法律第二十七號（三月三十日官報）

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル軍事救護法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

軍事救護法

第一條　傷病兵、其ノ家族若ハ遺族又ハ下士兵卒ノ家族若ハ遺族ハ本法ニ依リ之ヲ救護ス

第二條　本法ニ於テ傷病兵ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一　陸海軍下士兵卒ニシテ戰鬪又ハ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲一種以上ノ兵役ヲ免セラレタル者（昭和六年法律第二十七號ヲ以テ本號改正）

二　前號ニ揭クル者ヲ除クノ外陸海軍下士兵卒ニシテ故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非スシテ戰地ニ於テ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲一種以上ノ兵役ヲ免セラレタル者（同上）

第三條　本法ニ於テ下士兵卒又ハ傷病兵ノ家族ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一　陸海軍現役兵、應召中ノ陸海軍下士兵卒又ハ傷病兵ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ之ト同一ノ家ニ在ル者但シ養子ハ家督相續人ニ限ル

二　前號ニ揭クル者ヲ除クノ外陸海軍現役兵、應召中ノ陸海軍下士兵卒又ハ傷病兵ニ依リ扶養ヲ受クヘキ者ニシテ現役兵ノ入營シタル時、下士兵卒ノ應召シタル時又ハ傷病兵ノ兵役ヲ免セラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者

2 前項各號ノ陸海軍現役兵ニハ未入營現役兵及歸休兵ヲ包含セス

第四條　本法ニ於テ下士兵卒又ハ傷病兵ノ遺族ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一　戰死シタル陸海軍下士兵卒又ハ第二條各號ノ傷痍若ハ疾病ノ爲死歿シタル陸海軍下士兵卒若ハ傷病兵ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ下士兵卒又ハ傷病兵カ死亡ノ時屬シタル家ニ在ル者但シ養子ハ家督相續人ニ限ル

二　前號ニ揭クル者ヲ除クノ外戰死シタル陸海軍下士兵卒又ハ第二條各號ノ傷痍若ハ疾病ノ爲死歿シタル陸海軍下士兵卒若ハ傷病兵ニ依リ扶養ヲ受クヘキ者ニシテ下士兵卒ノ死亡ノ時又ハ傷病兵ノ兵役ヲ免セラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者

第五條　救護ハ現役兵ノ入營、下士兵卒ノ應召傷病若ハ死亡又ハ傷病兵ノ死亡ノ爲生活スルコト能ハサル者ニ對シテノミ之ヲ爲ス

2 救護ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得ス

第六條　救護ノ種類ハ生活扶助、醫療、助産及生業扶助トス（昭

和六年法律第二十七號ヲ以テ本條改正）

第七條　救護ノ程度及方法ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條ノ二　救護ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ埋葬ヲ行ヒ又ハ埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬費ヲ給スルコトヲ得（昭和六年法律第二十七號以テ本條追加）

第八條　傷病兵六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレダル者ナル場合ニ於テハ其ノ者竝其ノ家族及遺族ニ對シ救護ヲ爲サス

第九條　下士兵卒又ハ傷病兵六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ナル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間其ノ傷病兵及其ノ下士兵卒又ハ傷病兵ノ家族ニ對シ救護ヲ爲サス

第十條　下士兵卒又ハ傷病兵ノ家族又ハ遺族六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ナル場合ニ於テハ其ノ者ニ對シ救護ヲ爲サス六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ナル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同シ

第十一條　下士兵卒ニシテ逃亡シ又ハ陸軍教化隊ニ收容セラレタル者ニ付テハ其ノ逃亡又ハ收容ノ間其ノ家族ニ對シ救護ヲ爲サス（昭和六年法律第二十七號ヲ以テ本條改正）

第十二條　下士兵卒又ハ傷病兵ニシテ怠情又ハ素行不良ナル者ニ付テハ其ノ傷病兵竝其ノ下士兵卒又ハ傷病兵ノ家族又遺族ニ對シ情狀ニ因リ救護ヲ爲サス又ハ救護ノ程度ヲ減少スルコトヲ得

2下士兵卒又ハ傷病兵ノ家族又ハ遺族ニシテ怠情又ハ素行不良ナル者ニ對シ亦前項ニ同シ

第十三條　傷病兵ニシテ日本ノ國籍ヲ失ヒタル者ニ對シテハ救護ヲ爲サス

第十四條　下士兵卒又ハ傷病兵ノ家族ニ對スル救護ハ下士兵卒又ハ傷病兵死亡後仍三月內之ヲ繼續スルコトヲ得

2前項ノ規定ニ依リ救護ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ者ノ間下士兵卒又ハ傷病兵ノ遺族トシテノ救護ハ之ヲ爲サス

第十五條　下士兵卒ノ家族ニ對スル救護ハ下士兵卒ノ傷病兵トナリタル後仍三月內之ヲ繼續スルコトヲ得

2前項ノ規定ニ依リ救護ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ間傷病兵ノ家族トシテノ救護ハ之ヲ爲サス

第十六條　本法ニ依ル救護ハ他ノ法令ノ適用ニ付テハ貧困ノ爲ニスル公費ノ救助ニ非サルモノト看做ス

第十七條　本法ニ依リ給與ヲ受ケタル救護金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セス

第十八條　本法ニ依ル救護金品ハ既ニ給與ヲ受ケタルト否トニ拘ラス之ヲ差押フルコトヲ得ス

第十九條　舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ本法ノ適用ニ付テハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正六年勅令第二百四號ヲ以テ大正七年一月一日ヨリ施行ス）

附　則（昭和六年法律第二十七號）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和六年十二月七日勅令第二百八十三號ヲ以テ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス）

●軍事救護法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行ノ件

軍事救護法ハ朝鮮、臺灣及樺太ニ之ヲ施行ス（大正六年勅令第二百五號）

關東ニ於ケル傷病兵、其ノ家族若ハ遺族又ハ下士兵卒ノ家族若ハ遺族ノ救護ニ關シテハ軍事救護法ニ依ル

附　則

本令ハ軍事救護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●軍事救護法施行令

（大正六年十月三十日）
（勅令第二百六號）

改正　昭和六年勅令第二百八十四號

陸軍事救護法施行令改正ノ件ヲ裁可シ竝ニ之ヲ公布セシム（十二月八日官報）

軍事救護法施行令

第一條　救護ハ救護ヲ受ケントスル者ノ住所地地方長官之ヲ行フ

2救護ヲ受ケントスル者ハ地方長官ニ出願スヘシ但シ地方長官必要アリト認ムルトキハ其ノ出願ナキ場合ト雖モ救護ヲ行フコトヲ得

3救護ノ程度方法ハ地方長官之ヲ決定ス

第二條　生活扶助ハ金錢又ハ物品ノ給與ニ依リ之ヲ行フ

2生活扶助ノ爲支出スル費用ハ一人一日三十錢以內トス

3一家ニ於テ救護ヲ受クル者二人以上アルトキハ前項ノ規定ニ依ル費用ハ之ヲ減額スルコトヲ得

第三條　醫療及生業扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ地方長官內務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

第四條　助產ノ爲支出スル費用ハ十二圓以內トス

第五條　埋葬ノ爲支出スル費用ハ十二圓以內トス

2救護ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テ埋葬ヲ行フ者ナキトキハ救護ヲ行ヒタル地方長官ニ於テ埋葬ヲ行フヘシ

第六條　災害ニ因リ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ一家總額三十圓ヲ限リ生活扶助ノ爲金錢若ハ物品ヲ臨時給與シ又ハ之ヲ併セ給與スルコトヲ得

第七條　生活扶助ノ爲給與スル金錢又ハ物品ハ三月分以內ヲ限リ之ヲ前渡スルコトヲ得

2救護ノ廢止、停止又ハ變更ノ場合ニ於テ被救護者已ムヲ得サル事由ニ因リ前渡シタル金錢又ハ物品ヲ費消シ又ハ喪失シ且返還ノ資力ナキトキハ之ヲ返還セシメザルコトヲ得

3救護ノ廢止、停止又ハ變更ノ場合ニ於テ前渡シタル金錢又ハ物品中返還セシムヘキモノニ付テハ之ニ相當スル額ヲ後ニ給與スヘキモノヨリ減ズルコトヲ得

第八條　特別ノ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ公共團體、公益法人其ノ他適當ト認ムル者ニ委囑シテ救護ヲ行ハシムルコトヲ得

第九條　救護ノ廢止若ハ停止又ハ救護ノ程度若ハ方法ノ變更ハ地方長官之ヲ行フ

第十條　特別ノ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ內務大臣ノ認可ヲ受ケ第二條第二項、第四條、第五條第一項及第六條ノ規定ニ依ル金額ヲ增加スルコトヲ得

第十一條　救護ヲ拒マレタル者又ハ救護ヲ廢止若ハ停止セラレタル者ハ六十日以內ニ內務大臣ニ對シ更ニ審查ヲ出願スルコトヲ得

2內務大臣ハ審查ノ上必要ト認ムルトキハ地方長官ヲシテ救護ヲ爲サシメ又ハ救護ノ廢止若ハ停止ノ處分ヲ取消サシムルコトヲ得

第十二條　朝鮮、臺灣、樺太又ハ關東州ニ在リテハ本令中內務大臣ノ職務ハ朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ關東長官、地方長官ノ職務ハ朝鮮總督府道知事、臺灣總督府州知事若ハ廳長、樺太總支廳長又ハ關東廳民政署長之ヲ行フ

附　則

1本令ハ昭和六年法律第二十七號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

2從前ノ規定ニ依リ爲シタル救護又ハ救護若ハ審查ノ出願ハ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

◉軍事救護法施行細則準則ノ件

（大正六年十一月 地方局長通牒）

軍事救護法實施協議會ニ於テ軍事救護法施行細則參考資料配布ノ儀希望有之別紙當局ニ於テ作成セシモノ御參考迄ニ及御送付候條尚地方ノ實況ニ應シ適當ニ定メラレ度

第一條　軍事救護法ニ依リ救護ヲ受ケムトスル者ハ第一號樣式ノ願書ヲ作成シ其ノ住所地市町村長ヲ經テ知事ニ出願スヘシ

2 救護ヲ受ケムトスル者一家二人以上在ルトキハ戸主其ノ他一家經理ノ任ニ在ル者前項ニ依リ出願スヘシ

第二條　市町村長前條ノ願書ヲ受理シタルトキハ第二號樣式ノ救護調書ヲ作成シテ戸籍謄本其ノ他必要書類ヲ添付シ知事ニ進達スヘシ

第三條　救護ヲ受クル者願書記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ第一條ノ願出人又ハ之ニ代ハル者ヨリ直ニ住所地（住所移轉ノ場合ハ舊住所地）市町村長ヲ經テ知事ニ屆出ツヘシ

第四條　市町村長ハ救護ノ廢止、停止、程度減少又ハ方法變更ノ必要アリト認メタルトキハ其ノ理由及意見ヲ具シ直ニ知事ニ報告スヘシ〔郡長〕ニ於テ其ノ必要ヲ認メタルトキ亦同シ

第五條　市町村長ハ常ニ被救護者ノ狀況ニ注意シ毎年六月、九月、十二月、三月ノ末日ヲ期トシ其ノ狀況ヲ翌月十日迄ニ知事ニ報告スヘシ

第六條　軍事救護法施行令第七條ニ依リ內務大臣ニ審査ヲ出願スル場合ニ於テハ救護ノ不許可又ハ廢止、停止ノ指令ヲ交付シタル市町村長ヲ經由スヘシ

第七條　本則ニ依リ町村長ヨリ知事ニ提出スヘキ書類ハ總テ〔郡長ヲ經由〕スヘシ

附則

本則ハ大正七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

（樣式略）

昭和六年十一月二十二日初版印刷
昭和六年十一月二十五日初版發行
昭和六年十二月二十八日二版印刷
昭和七年一月一日二版發行

救護法令詳解

定價	分冊	自二卷至終卷 合冊 一圓十五錢
	合本	一圓四十八錢

送費無料

著作權者 東京府王子町下十條千十五番地 新井正三郎
兼發行者
印刷者 東京府下戸塚町下戸塚二百二十番地 永島喜代次郎
印刷所 東京府下戸塚町下戸塚二百二十番地 明立印刷株式會社

發行發賣元 東京府王子町下十條千十五番地 新井正三郎自治館
新書式大全集
電話王子 一五三九番＝（事務用） 一一一四番＝（工場用） 一三一一番＝（工場用）
振替口座——東京三七一九七番

特約大販賣所
東京神田一ツ橋通町 振替東京三七〇番 有斐閣書房
東京神田中猿樂町 振替東京六五五六番 巖松堂書店
東京本郷駒込淺嘉町五〇 振替東京二四八九九番 酒井書店

最新最大最
密の新著述

◇本邦唯一の大書式全集◇（第二版）

菊版最大版　紙數　二千一百頁　【内容見本進呈】

特製（山羊一番皮大絞背皮及隅皮廿四金金枠金文字入—爪掛附—堅美雙有　定價金拾圓五拾錢　書留　内地　四拾五錢
上製（最上質總クロース—背總空押—廿四金金文字入—莊優美本　定價金九圓五拾錢　送料　海外　七拾五錢

新書式大全集

大審院—東京控訴院—東京地方裁判所—同檢事局—東京辯護士會圖書館—買上備付品

發行所　東京王子十條　新井正三郎自治館

發賣所

振替＝東京三七一九七番　電話王子＝一五三九番・一一一四番（事務用）　一三一一番（工場用）

書式を集載せる書の大なるものは現時三種しかありませんが、其一は三十年前私が書いた舊著「書式大全」で、其記述は既に舊きに屬し、他の一は某店發行の分冊的のもので、謂はゞ一冊づつの單行本であるのみならず最も必要な民法、商法等實體法の書式がありません、實體法の書式は手續法のみを扱て居た者には容易には完全に書けますまい、仍は他の一は即ち本書「新書式大全集」で、實體法の書式は勿論、其他の書式も終始一貫、最密正確を極め、全體を一册に統一し區々たる單行本と異なり、堂々二千一百頁、辭書的密版を以て一切の書式を網羅し、然かも最新の記述にして最近の上梓であります、左ればこそ本書「新書式大全集」は將來は知りませんが現時に於ては之を他の二種に對する比較は勿論、現時の書式中の最も完全のものなることは議論でもなければ意見でもなく、實際の事實であります、交詢社發行の日本紳士錄は菊版二千頁で定價貳拾五圓ですが本書は二千一百頁で特製でも其半額にも足らぬ十圓五十錢です、此故に其特製版の如き堅牢雙有にして拾五圓以下を以て發賣せるは不思議なりとは商人たる書肆間の公認事實であると謂ひますが尤のことゝ思ひます、内容の見本は何時でも差上げますが左の聲明を御一覽を願ひ御試讀を希ひます。

全編を立法、司法、行政の三大部に分ち　立法篇には憲法、帝國議會、選擧法、府縣制、市制、町村制、其他立法に關係ある法律一切の書式を掲げ、司法篇には民法、商法、刑法、民刑訴訟法、人事非訟手續法其他司法に關係ある法令の書式を悉く網羅し殊に民訴、競賣、破産、和議、調停、供託、戸籍、登記の如きは其細を極め、單に届出申請のみならず悉く記載例を示し、行政篇は各種行政の法令に付き最も廣汎の範圍に亘り各書式を示す「新民訴人事非訟新書式全集」と同型六ポイント細字併用總六百頁三段組にして全編二千一百頁之に包有し得る限を盡して萬般の書式を網羅す、片々卑近部分的の書は勿論らざるべきも專門的完成書式大全集は「新井正三郎自治館」の本書の外にあることなし、記述の專門的にして正確なる、方面の廣汎にして多角的なる、書式の最大多數を盡せる、本邦に於て眞に唯一の書なることを聲明す。

（1）＝本書は豫定紙數より六百頁增加しましたが御信任を重んじて在品だけ前定價別記の通を以て高需に應じます。並製—（紙表紙）—は二千一百頁の大册には保持に耐へぬので廢止しました。＝（2）＝本書は見本の通り密植のもので普通書籍の數倍の内量を有し且つ堅美雙有にして定價は全く損得を度外しての大奉仕であります。

抵當證券法詳解

◇不動産金融の劃時代的法律◇

◆日本では往々にして玄人でも聞ひたことのない新定法律

◆金融界、事業界、法律界に大影響を及ぼす創始法律

増補第六版

第一編　本法制定の理由　第二編　本法の逐條解釋　第三編　本法の立法審議
第四編　本法關係法律の解說　◉附錄　本法及施行細則等關係法令全載

◉菊版最大版　◉二百八十餘頁　◉定價（送料共）壹圓六拾錢

◇本法に痛切的關係ある方々

金融業者　不動産所有者　地上權者　銀行及ヒ其職員
第三取得者　裁判所　登記所職員　抵當權者　抵當權設定者　各會社及其職員
徵稅吏員　公證人　執達吏　辯護士　代書人
其他苟も抵當權に關係ある者

◉新井正三郎自治館の有名なる抵當證券法詳解の後續編

抵當證券法疑問解說

菊版最大版　定價（送料共）金一圓四十錢　抵當證券法及ヒ施行細則法令併載

本年八月一日より施行せられた抵當證券法は我邦に於ては新定のものであり、其規定も極めて簡單で且つ完全ならざる恨もあり、同法を讀で一應判つたにせよ扨て一歩踏込んで考ふれば、規定の不完全なるだけ夫れだけ幾多の疑問は發出し、甚だ解決に苦むものが尠なくはありますまい。或は日時を費し、悠つくり考へたならば自身だけの解決は着きませうが、日夜多忙の向きに在ては其暇なきを奈何にせむの嘆なきを得ますまい。本書に題して「疑問解說」一杯といふは或は過稱かも知れませんが、本法制定の初めより、凡そ本法の解釋上疑問たるべきものの若くは將來必ず實際上の問題たるべく想像せらるゝものは擧て之が研究を悉し、之に詳細な理由を附して解說を爲したる本書は、必ず一讀の要あるものと信じます。本法施行の際に於ては極めて喫緊の必要で、多數疑問として解說したるものゝ中には諸卿が疑問難解のものとせられたるものは多くは之を含むべく、而して將來實際に起るべき疑問も恐くは概ね包含して居りませう、若夫れ諸卿が之に遭遇し本書に依て解決を得らるゝものがありとせば些少なる本書の代價は極めて安きものであります、若くは實際問題に遭遇し數日苦慮を要するものが本書に依て直に解決し得るものとせば本書は眞に安價にして忠誠なる活顧問ではありますまいか、本法施行の際何を措ても兎に角一應試讀、利する所あらむことを願ひます。

第十六版　空前な急速度、大多量、賣行の新書式

新民訴人事訴訟非訟新書式全集

●菊版最大版　●三百八十餘頁　●定價二圓八十錢，●書留送料廿一錢、普通十四錢

總六號に六ポイント細字を併用し、最新型を案して新民訴の新定書式七百種、人事、非訟を併せ約一千式を示す、將來は之を知らず、現時新民訴に付て本邦唯一の書なることを聲明す。宣なる哉、四年九月十六日に於て第三版發行豫定の分迄繰上げ發賣し、旬日ならずして之を賣了し、今や遂に十六版を發行す、僅々一年半、數萬部賣了の歡迎を受く法律書としては眞に珍らしきことにして蓋し絶後ならざるも空前なることは確かならむ想ふに僅々二圓八十錢、計ふるに足らずとするも實價なき書に對して誰か金を投する愚者がある、然も爭て本書を歡迎せらるるもの其實價あることを證して餘りあり、大衆は賢明なり、大衆の歡迎するもの必ず良書なり本書の實價は大衆之を保證して欺くなし。凡そ訴訟は利害關係の結局的衝突にして極度の感情の背馳之に伴ふ故に其の攻撃も防禦も共に獻身的、戰鬪的の意氣あるを要し、法律の理論の外に之に用ゆる書面の形式、文體言辭等悉く皆な潑々溌地の概あるを要す。本書の著者、曩に神田に自治館を共同創立し「書式の新井」として知らざる者なく其の第一人者と稱せらる、褒辭岡より當らずと雖も其著作に係る數十種の著書皆な廣く天下に行はる、然も或る事情に因りて奮然舊自治館と分離紀綱し、憤慨の意氣禁すべからざるものあり、新に「新井正三郎自治館」を起し、先づ其の最も得意とせる「新書式大全集」の發刊を畫し廣く之を豫告するや、天下の同情は翕然として集まり、愛顧眷寵の諸輩、踏舞激勵到らざる所なし、著者之に感奮激昂し、衝天動地の意氣を以て努力奮勵、大方の厚意に酬ひざれば已まずとし恰も改正新民事訴訟法の施行に遭遇し、即ち斷然起て先づ本書を成せり、本書は即ち彼れが鬱憤せる奮慨的意氣と、書式に對する特得的智能と多年の實際的熟練との結成物なり。此故に本書は紙數四百に滿たずと雖も、其內容は普通書籍の一千四百頁に該當し、改正民訴、人事、非訟の書式は擧て之を盡し、微に入り細を極め、加ふるに軒昂的意氣を以て草せるもの、他に匹敵追從すべきものなきことは誇大、法螺の言に非ずして眞の事實なり、敢て一本の高需に因りて各位自らも利し、亦た著者に對して後援を與へられんことを希ふ。

書式對照番號正文附

新民訴人事訴訟非訟新書式全集

●菊版最大版　●四百九十餘頁　●定價金四圓　●書留送料廿一錢　普通十四錢

新民訴、人事、非訟の書式には之に關係ある法律の正文の對照を必要とす、本書は新民訴、人事、非訟新書式全集の開卷首部に改正民訴、人事、非訟、印紙、費用の正文を附し、其正文條項の上部に書式の番號を挿入し其條項に關係ある書式は書式番號に依りて直に之を索出することを得、他面に於ては書式に關係ある法令の條文を本書一冊に依りて見ることを得る最便至利の新案書なり。

●新井正三郎自治館の實例書式（第二版發行）

民事訴訟手續實例書式全集

●菊版最大版　●九百三十頁　●定價六圓五十錢　●書留送料卅三錢　普通廿二錢

初めて御聽きになる方は少しく壯言大語のやふに感ぜらるゝかも知れませんが、書式に付ては私は法律書出版の上に於て**二個のレコードを作れるの名譽と光榮とを有して居ります**、夫れは一は私の書た書式が**大多量發行**の上に於てのレコードを作り、他の一は私の新民訴新書式全集が短時日の間に**最大急速度**を以て多數の歡迎を得たレコードを作れることであります。他種の書に於ては知りませんが法律書としては眞に珍らしきことであります、東京の大法律書肆有斐閣巖松堂酒井書店等に就き御糺しになれば明白の事實たることが判ります、故に今日『書式』と謂へは知つてる方は直に**「新井正三郎自治館」**を聯想し新井正三郎自治館を連呼せらるゝ所以てありませう、之は一に愛顧諸卿の眷寵に依りて私の努力に酬ひられたるもので、之を想ふ毎に私は眞に**人は營々不撓の努力と純眞無垢の忠誠の心とに待たなければならぬ**ことを泌々と體驗いたしました、今度採て以て發刊しました本書は過去**三十年間、大審院以下全國區裁判所**に至るまて實際に現はれたる事實と之に適用したる法律の解釋即ち**實例**に基き訴訟手續の**法文判例書式**を示したもので、題して『訴訟手續實例書式全集』と謂ふも之か爲めです、寔に恐れ入つた言ではありますが實例と書式を結び付けた點に於て他に類なく、其細密を極めた事實は私の主義とする「忠實努力」を遺憾なく發揮して居ると信します、實物を採て御覽になれば忠誠努力の跡は歷々として御首肯に爲るものがあると思ひます、書式に付て第一の名を博せる弊館は決て無責任の言を弄するものではありませぬ、是非御一讀を願ひたいと思ひます。

●大文字　昭和六年改正の新法文

增補八版

改正民事訴訟法 正文

●菊版最大版
●紙數百十六頁
●定價五十錢
●普通送料六錢

●改正民事訴訟法全部●民事訴訟法改正法律施行法●人事訴訟手續法●非訟事件手續法●民事訴訟費用法●改正民事訴訟用印紙法●商事非訟事件印紙法

大文字（九ポ）で見易く、**美本**で**立派**で**正確**で、正文中の隨一です＝夫れで定價は僅々五十錢＝「抵當證券法、改正登記法及各施行法令」か本製で送料共只の四十五錢、何れも

何んと、安いものでは、ありませんか

進運隆々たる新井正三郎自治館の書籍は總て斯の通り

（註＝神田の自治館とは全然無關係で、全く別物です）

ポケツト用細字の正文は携帶には便で、是非必要ではありますが、法文を視るに故らに凝視的努力を要して腦漿虐使の缺點があります。醫學的考察に依れは最適九ポの正文は自然的に眼瞳への映寫に依りて視力と腦力を害せず、見易きが爲めに執務の能率を增します、僅々たる正文の爲めに用紙を節約して非保健的に腦漿を虐使し體力を減損する程の必要はありますまい、ポケツト用流行の世の中に敢て逆行して本書を刊行する所以であります。

正文は何冊あつても不用にはなりません、視力と腦力を虐使せぬ爲めに試に是非一冊お備へを希ひます。

第四版◇總登記法の新書式の新著述◉菊版最大版◉四百三十頁◉定價參圓◉送料　書留廿一錢　普通十四錢

昭和六年改正大增補

總登記法新書式全集

◎第一編　◎不動產登記◎船舶登記◎公有林野官行造林法登記◎遺留財產設定及抹消登記◎神社財產登記◎社廟法人登記◎財團法人登記◎夫婦財產契約登記◎商業登記簿閱覽謄抄本、證明、印鑑◎商號、未成年者、妻、法定代理人、支配人、會社清算人、合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社登記◎信託登記◎破產登記◎破產和議登記◎相互保險會社登記◎工場財團登記◎鑛業財團登記◎耕地整理登記◎產業組合登記◎漁業組合登記◎森林組合登記◎產組合登記◎養蠶實行組合登記◎牧野登記◎住宅組合登記◎輸出組合登記◎海外移住組合登記◎畜產組合登記に付き想像の及ぶ限りを盡し登記の申請請求囑託の書式を示し其各件每に直に一々其の登記簿の記載例を揭げ更に◎第二編に綜括的に一切の記載例を示し、申請にの方面と登記所の記載の方面との雙面より總登記の一切の書式を示し◎第三編に登記に關係ある一切の法令を揭げ◎第四編登錄稅、印紙稅、手數料竝に其例例其他の實例を示す、最新最便、最廉の書なり

◇準用法文、參照條數挿入　昭和六年八月一日現在

新案　新正三郎井　新六法全書

附屬法全部包有【四六大版】

定價送料共

民法　篇一・五
（以下續刊）
商法　篇一・三〇
民事訴訟法篇一・五
刑法刑訴篇一・三〇
憲法地方制篇一・五

六法全書と謂へば今日ではポケット用のものゝみのやうです、六法全書だからとて必しも法廷や、學校や、電車中、散歩其他の外出中のみに見るものとは限りますまい、學室、書齋、事務所の机上に於て、深思練考、研究を重ぬる際こそ却て多く使用する場合があると思ひます、此場合に密植的、顯粟粒的文字のポケット用六法を取て努力凝視するの結果、法文を見るが爲めのみに可なりの勞苦を絞らるゝことは學者、實際家の共に能く經驗せらるる所でありませう、之を思へば法文を見るに骨を折るほど馬鹿〳〵しきことはありません、而して之が爲めに非保健的に體力の減損は多大なるものがありませう。

＊　＊　＊

一昨年十月、改正民事訴訟法の施行されましたとき、同法文の刊行せられたるものは數十種に上りましたが流行緣の私は滔々たる世間の流行に逆行し、九ポイントの大文字を以てし、菊版最大版の同法正文を刊行しました。私が申しては恐入ますが右改正民訴の正文は印刷も頗る鮮明で、紙質も良好、體裁立派の上に僅々五十錢の廉價なる爲めもありませうが、果せる哉、全國數十種の書中、最も後れて刊行したるに拘はらずヤンヤの喝采を博し、七版一萬餘部を刊行して今日仍は續々賣れて居りますことは流行必しも良ならず、實際の利便こそ其眞價を發揮するものであることの事實を立證して餘りありと信じます。

＊　＊　＊

是に於て私は依然として世間の流行に逆行し、斷乎として九ポイントの大文字を使用し、附屬法に八ポイントを用ひ、世間未だ曾て在らざる完全なる六法全書を刊行することを思ひ立ち、敢然として先づ民法編を發行し、其題號に「新井正三郎新六法全書」と謂ふ乎、夫れは各條文の下に準用法文及び必要なる參照法條を挿入したことであります、是れ必しも新案ではありません、必要自體が要求して居ますから必しも新案抔とは申されませんが、ポケット用六法の如く形體の小ならんことのみを期するものに於ては之を挿入するとは全然不能でありませう、此故に參照條數のみを挿入したるもの一種ありますが、ドッチ着かずで徹底して居ません、此の徹底的でないが爲めに依然として煩を忍て繰返し〳〵紙を飜して準用法文を對照する必要を免れません、否らざれば數種同一の正文を駢列して一々對照するかの不便を忍ばねばなりません、私は著述に從事の際は常に同一の六法全書を五册宛も机上に駢べて對照する不便を餘儀なくされて居ります、本書に題して「新六法」杯と揚言するは少しく僭越の嫌あるも本書に依りて他に類なきに依り「新六法」と題するも必しもお叱りはないことゝ確信致します、學者的良心と自著自刊、努力忠誠主義とに依り校正の嚴格なるは勿論、印刷の快明、紙質の良好、製本の堅美、代價の低廉なることはお疑ひなきことゝ存じます。

◇新井自治館式　九ポ大活字　菊版最大版　本綴
◇見るに凝視的努力を要せず　腦漿虐費の虞なし

新地租法及營業稅法

◇必要稅法は改正規定を加除して其全文を掲げ
◇改正耕地整理法、其施行規則も全載す

定價（送料共）　金六十一錢

法文使用の不便に苦む勿れ、不便の代價は高く便利の報償は大なり　少額の代價を以て着々執務の能率を擧て下さい

◇天下唯一◇他に類なし◇新法令ノ新書式

「抵當證券法詳解」を讀て本書を持てば抵當證券の一切の書面を作ることを得新地租法其他新法令に依るものは上は官公署より下は個人に於ける總ての書面は、本書一冊に依りて立どころに出來る、最便至利の書である

昭和六年新法令總書式

菊版最大版　約三百頁　定價（送料共）金一圓七十五錢

左に掲ぐる新法令の必要の書式は擧て本書に包含する

施行細則 ◉地租法 ◉同施行規則 ◉同施行細則 ◉無盡業法 ◉同施行規則 ◉同施行
細則 ◉牧野法 ◉同施行規則 ◉同施行細則 ◉絲業組合法 ◉同施行規則 ◉刑事補
償法 ◉不動產登記法 ◉競賣法 ◉自動車交通事業法 ◉同施行規則 ◉緬羊飼育奬勵規
則 ◉養蜂檢查規則 ◉無線通信士資格檢定規則 ◉違警罪即決例 ◉軍人遺族記章令
◉同施行規程 ◉煙草賣捌規則 ◉種牡馬飼養奬勵規則 ◉救護法 ◉同施行令 ◉同施行
規則 ◉保險募集取締規則 ◉其他是等のものは官公署私人の分まで一切の書式を包含す

三版

戸籍寄留新書式全集

◉菊判最大版　◉紙數五百頁　◉定價三圓九十錢　◉送料書留廿一錢　普通十四錢

書式研究三十年の練熟を有する著者、愛讀各位の高需に因り、學理と實練と想像の及ぶ限りを盡し其蘊蓄を傾注して戸籍法八百四十七式寄留法四十九式、合計九百四十一式の届出、申請、請求、其他の書式を示し、之に對して更に一件毎に一々取扱及ひ戸籍簿の記載例を附記して一切の書式を示したり、蓋し如何なる難問苦件と雖も本書に依れは立ところに戸籍簿の記載を爲すことを得へく、届出、申請、請求の書式の外其各件毎に取扱及ひ戸籍簿の記載例を示したるものは新案未た見さる所にして、唯一無二の完全なる戸籍の書式全集なり。

昭和六年改正

最新登記關係法令

◉菊判最大版　◉紙數百四十頁　◉定價送料共金七十五錢

登記に關する一切の法令を蒐集したる書の必要なることは登記官、代書の方々は勿論で、其他不動産、船舶、立木等の財産を所有せらるゝばかりでなく、會社、銀行、産業組合其他一切の組合の如きは自己の身體を運用するにも絶對に必要で、是非一本御備へがなければなりませんが、扨て今日公刊發賣せられてあるものは定價上下六圓三十錢又は一册七圓五十錢もします。之を備付けて置けば充分でありませうが又た或場合には不經濟に當ることもありませう、茲に於て何とかして最も低價に之に代る方法がないかと苦心考慮の末漸く一案を發見しまして本書を御座右に供給し得ることゝ爲りました、之は「新井正三郎自治館型」の六號活字密植三段組で登記關係の一切の法令を拔萃して掲げ、蓋當證券法關係法令まで全載してあります。固より送料を引けば僅々七十錢臺ですから六圓も七圓もするものと同一ではありませんが必要のものは掲げてありまらるゝことを祈願致します、振替東京三七一九七番（登錄稅、印紙稅、手數料及其實例解釋挿入）

◉新井正三郎自治館の實務法文

抵當證券法 及 施行法令
改正登記法

◉菊版最大版　◉百二十頁　◉定價（送料共）　金四十五錢

凡そ直接に法文に基いてする仕事では、法文の書を手離さぬことが、正確を保つ點に於ても、能率を擧ぐる上に於ても最必要のことであります。或る甲辯護士が法文に「……ものと推定す」とあるのを「……ものと看做す」とあるものと記憶違ひをして、法律が看做して居るのだから、證據拔は入らぬと平氣で居た所が、相手方の辯護士は法文を正確に調査して、法文に「推定す」とあつて、法律は推定するに過ぎぬのだから此推定を破るべき證據さへあれば大丈夫だと、悉く其證據を蒐集して對陣した。甲辯護士はハテと思つて、法文を見た所が歷々として「推定す」との文字が現はれたので、吃驚、狼狽措く所を知らず、防禦劃策、到らざる所がなかつたが、時既に遲く、遂に大敗に終つたといふ例がある。此場合に甲辯護士が一寸法文を見れば、斯かる慘敗を見なかつたのである。八月に施行された抵當證券法は、幾多の不動產登記法を準用して居るから、證券法として見るにも同時に登記法が必要であるのみならず、抵當證券は不動產の抵當登記に基くものであるから、抵當證券法の制定と共に不動產登記法自體にも幾多の改正があり、從て抵當證券の取扱には必ず登記法の法文を併用せねばならない。若し抵當證券法のみに依り登記法の規定と其改正規定とに注意を怠ると右の「看做す」と「推定」の如き大危險が生ずる。要するに抵當證券法と登記法とは離るべからざるものであります。是に於て本書は此の兩法と其細則に至るまでとを併合しました。抵當證券法のみを定價三十錢で賣てるものがありますが、之には改正の登記法がなく、別に之を求むる必要があります、多く爲りますが兩法及其施行規定があるので分量の上では半額も安く、紙も良し、印刷も能く、製本も紙表紙ではありますが本製に爲て居り、加ふるに證券法でも登記法でも準用の法文が悉く入つて居て、他に類の無い便利のものと確信致します、御利益の爲め御利用を願ひます。

山羊一番革本なめしの總革製麗裝

新井正三郎自治館の

必要のもののみ擇んだ

四辭典

廿四金即ち純金の金箔金字入美本

四合定種計價 ¥5,30　四併種合割引 ¥0,50　四併減種合價 ¥4,80

（但し送料は別 四冊送料 ¥0,22 各冊分買御自由）

法律語新辭典

一切の法令に付て法律語を摘出し詳細なる説明を加へたるもの、如何なる法律語も釋然として了解し大體の法律に通し法學通論抔を讀まんよりは法律の智識を得るに最捷徑であります、是第一に本書を擇みたる所以（三六版）

500頁　定價 1,50　分賣 送料 0,06　普通

現代語新辭典

「新語・流行語」は總ての方面に亘り悉く之を收め「俚諺、俗語、通人語」は語源出所由來等を簡明に解説し「日用外來語」は現時日本語化したる歐米語を廣汎の範圍に亘り蒐集して其意義を説き「國漢語・故事熟語」は字義、語義、用例、注意、參照各項に付説明した最要書（同上）

770頁　定價 1,80　分賣 送料 0,08　普通

實用語新辭典

如何なる人士も文字の「ヘン」「ツクリ」「カンムリ」抔其記憶を逸し文字の適用に迷ひ困るとは尠なからざる所本書は上田萬年博士の監修に爲り私が平素著述を爲す毎に忘れた字か直ぐ引け、多大の利便に浴しつゝ私の實驗上より御購入を推奬して已まぬものである（同上）

600頁　定價 1,50　分賣 送料 0,06　普通

正誤字新辭典

本邦現時使用の語辭は智識階級の者と雖も往々にして誤句誤字を記し人の物笑と爲り人格を傷くること必しも尠くはありません、本書は是等の誤れる場合を指摘し、其誤れる所以を述べ、正確の語辭を示したるものです、以上の姉妹篇是非一揃へ御備付を願ひます。

180頁　定價 0,50　分賣 送料 0,04　普通

KWAN
DI